

被災者生活再建支援制度の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）】

【総務省自治財政局財政課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

現行の被災者生活再建支援制度では、適用状況によって被災者間に不均衡が生じる場合や被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合があり、制度の充実が必要であることから、

- (1) 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた**全ての市町村を一体として支援**すること
- (2) **近年の物価高も踏まえた支給額の増額**、また豪雪地帯等の地域特性に応じた**被害認定基準の見直し**や**国補助の拡充**など更なる支援を行うこと **新規**
- (3) 県と市町村が共同で行う**独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置について、対象を市町村にも拡大**すること
- (4) 高齢化の進展などを踏まえた生活再建支援に向け、災害救助法の給与の対象外である**家財や自動車**の購入等に対する**支援制度を創設**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨災害では、約1,600棟の住家被害が17市町村で確認されたものの、支援法が適用されたのは3市町村にとどまり、同一災害でも、市町村毎の被害状況の違いにより、法適用に差が出る結果となった。
- 令和6年1月の能登半島地震において、石川県では被災者生活再建支援金とは別に、政府の「地域福祉推進支援臨時特例交付金」を活用し、住宅再建に加え、家財や自動車への支援を行っている。

【山形県の取組み】

- 令和元年6月の山形県沖を震源とする地震では、生活を再建するうえで極めて重要である住宅の復旧について、被害の状況を踏まえ、**新たに、県・市町村による独自の「被災住宅復旧緊急支援事業」を実施し、被災者の一刻も早い生活の再建に取り組んだ。**
- 被災者間に不均衡が生じないよう、令和4年11月に、**政府の制度を補完する県と市町村が連携した独自の被災者生活再建支援制度を創設し、令和4年8月の豪雨災害の被災者から適用・支援している。**
- 令和6年7月の大雨では、**県独自に災害救助法の給与対象外である洗濯機、エアコン等の購入支援を行った。**

【解決すべき課題】

- 同一の災害による被災にも関わらず、災害規模の要件により、適用対象外となり、**被災者間に不均衡が生じる事例があるため、適用基準を見直す必要がある。**
- **豪雪地帯に多い基礎高の住宅は、床下部分に生活に必要な家財や資機材等が保管されていることから、生活の再建に向け、水害における被害認定の判定基準の**

見直しや補助額の拡充などの支援が必要である。

- 早期の生活再建のため、政府の制度を補完する地方自治体独自の制度が創設されているが、**特別交付税措置については都道府県のみ**となっている。
- **高齢化の進展や、移動手段の確保が困難になっているなどの地域の実情を踏まえ**、通常生活を送る上で必要な家財や自動車の確保に向けた支援が必要である。

令和元年6月山形県沖を震源とする地震

住家の屋根瓦が破損・落下し、ブルーシートによる応急対応を実施（鶴岡市小岩川）



屋根瓦が落下した住居と屋根瓦（鶴岡市小岩川）



令和2年7月豪雨



冠水した道路と住居の浸水被害（河北町押切）

令和4年8月豪雨



落橋した大巻橋（飯豊町小白川）

令和6年7月25日からの大雨



小屋湊川氾濫・住宅損壊状況（酒田市大沢）



最上川氾濫・住宅浸水（戸沢村蔵岡）

日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と 津波防災対策に係る財政支援の拡充

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）】

【文部科学省研究開発局地震火山防災研究課】

【国土交通省総合政策局社会資本整備政策課、都市局都市安全課、
水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室】

【提案事項】 予算拡充

日本海側は、東北地方太平洋側と比較して津波が到達するまでの時間が極めて短いため、大規模地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など津波防災対策を一層推進する必要があることから、

- (1) 日本海東縁部における地震・津波観測体制を充実・強化すること
- (2) 津波防災対策への財政支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 日本海側における統一的な津波断層モデルの公表を受け、本県を含む日本海側の道府県は、津波防災地域づくり法により「最大クラスの津波」に係る津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定に取り組むなど、これに基づく津波防災対策を推進している。
- 東北地方太平洋側にはGPS波浪計や海底地震計8箇所と日本海溝海底地震津波観測網（S-net）が整備されているのに対し、日本海東縁部の海域にはGPS波浪計3箇所と調査観測・研究用の海底地震計が整備されているのみである。
- 津波防災地域づくり法に定める推進計画の作成については、市町村に対する財政支援がない。

【山形県の取組み】

- 平成26年8月公表の津波断層モデルを踏まえ、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定を設定し、被害想定と併せて平成28年3月に公表している。
- 被害想定では、発災後すぐに避難を開始した場合、人的被害を最大95%減少させることができる試算となっている。
- 平成31年3月に東北初となる津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を遊佐町で行い、令和2年3月には酒田市・鶴岡市で指定した。
- 県では、これまで津波災害警戒区域指定市町による避難路整備、避難誘導案内標識や避難路への夜間照明の設置に対し、独自の補助を実施した。
- 更に、能登半島地震の教訓を踏まえ、一時避難場所及び津波避難ビルに対し、防災資機材（保温シート・非常食）等の避難環境の整備に対して支援している。

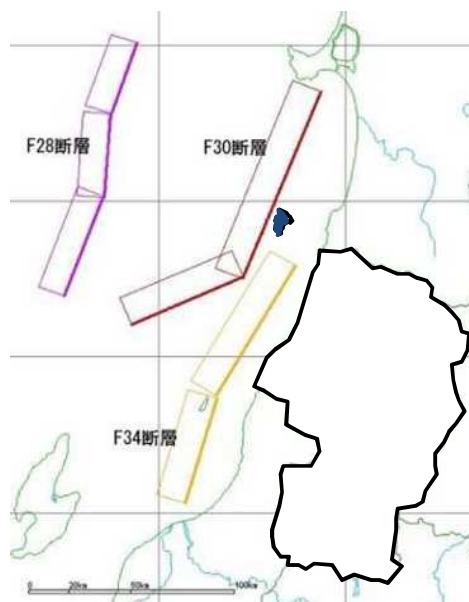
【解決すべき課題】

- 能登半島地震においても観測されたように、日本海側は、東北地方太平洋側と比べ、津波が到達するまでの時間が極めて短く、沿岸住民の速やかな避難のためには、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を急ぐ必要がある。
- 津波からの避難場所や避難路の整備について、国庫負担割合の引上げや対象の拡大、市町村の推進計画作成のための財政支援の創設など、津波防災対策への財政支援の拡充が必要である。

<観測体制>



GPS 波浪計及び海底地震計設置状況



津波断層モデル（抜粋）

日本海側の観測計器数は、太平洋側に比べて少ない。また、海底活断層が陸地に近いところにあるため、地震の発生から津波到達までの時間が限られている。

<避難行動パターンの比較による人的被害の差異（死者数）>

避難行動パターン	単位	F30断層			F34断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口	人	10,280	11,710	10,630	10,250	11,410	10,480
人的被害(死者) 早期避難者比率 が低い場合	人	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
↓							
人的被害(死者) 全員が発災後すぐ に避難を開始した 場合	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小数点以下四捨五入)	%	95	94	92	81	92	86

※ 上表では、断層別に次のマグニチュードを想定している。

F30 断層・・・7.8、F34 断層・・・7.7

災害対応力を強化するための男女双方等の視点による 防災対策への支援

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）】

【内閣府男女共同参画局総務課】

【総務省消防庁国民保護・防災部防災課、地域防災室】

【提案事項】 制度創設 予算継続

防災や減災、災害に強い社会を実現するためには、女性と男性の避難生活等におけるニーズの違いなどに十分に配慮された女性等の視点からの災害対応が行われることも重要であることから、

- (1) 防災分野への女性の参画や登用を促進するため、各種媒体による周知・啓発を持続的に行うなど、機運の醸成を図ること
- (2) 男女双方や性的マイノリティの視点に配慮し、避難所における安全・安心を確保するため、生理用品などの備蓄や男女共用の多目的トイレの設置といった環境整備に対する支援制度を継続すること
- (3) 女性防災士の増加に向けた各種取組みに対する支援制度を創設すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県でも令和2年7月や令和4年8月の豪雨災害において、避難所の開設を経験したことを受け、各市町村へアンケートを実施した結果、乳児用ミルク・生理用品などの備蓄や、授乳スペースや間仕切りの設置といったプライバシーの確保など、施設面で格差が生じ、女性への配慮が課題となった。
- 女性を始め、すべての人が平等に安全で健康的な避難生活を送りやすい設備や環境づくり（例：授乳室や着替え室の設置のためのパーテーション、夜間照明など）が必要であり、防災分野における女性の参画やその機運の醸成を図っていく必要がある。

【山形県の取組み】

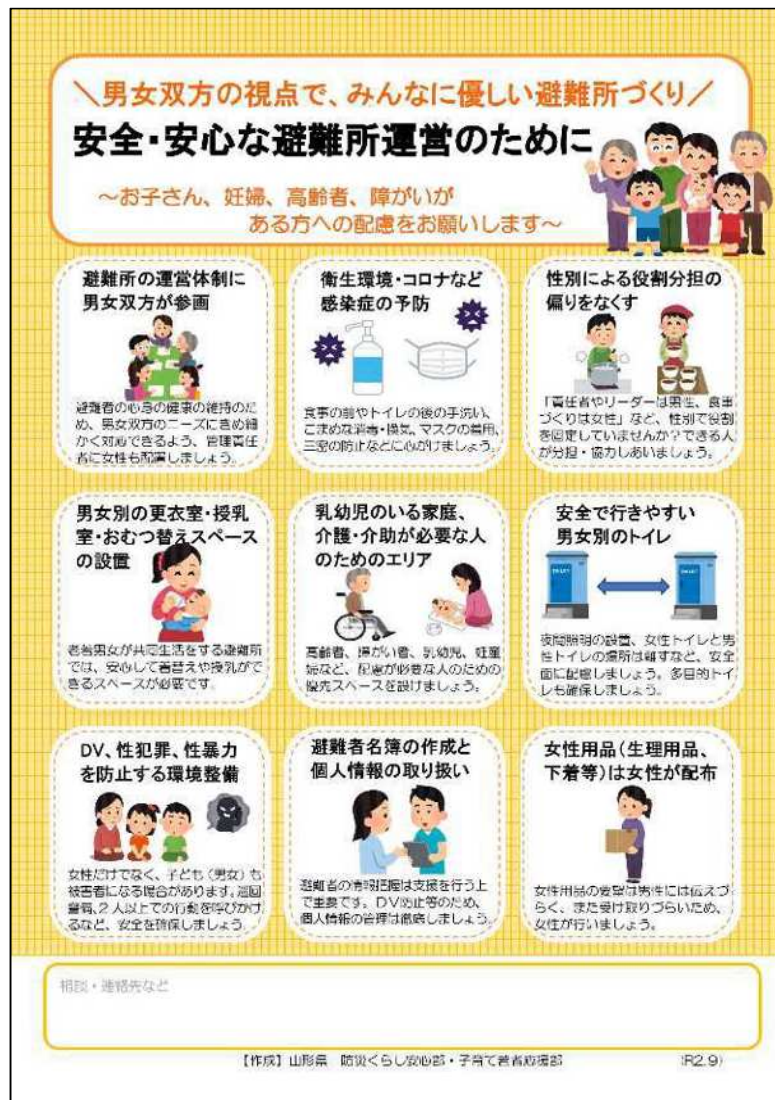
- 防災主管課と男女共同参画主管課が連携し多様な視点からの避難所運営のポイントをまとめたチラシ「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」を作成し周知・啓発に取り組んでいる。
- 防災分野への女性の参加促進に関するセミナーを開催し、周知・啓発を行っている。
- 女性防災士育成セミナーの開催や、教員を目指す大学生を対象とした防災士資格取得への支援を通して、女性防災士の増加や子供たちの防災に対する学びを推進している。

【解決すべき課題】

- 自主防災組織などの防災分野の団体は、従来の自治会ベースで構成されるなど、中高年層の男性が多く、女性の声を届けにくいため、防災分野における女性の参画や登用の必要性について、粘り強く持続的に啓発活動を続けていく必要がある。

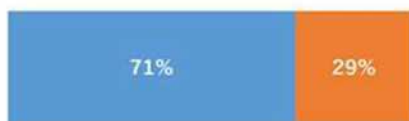
- 避難所における施設面での格差をなくすためには、政府の令和6年度補正予算と同様の**避難所の安全・安心を確保する備蓄や設備への支援が必要**である。
- 災害対応において、特に避難所運営については、自主防災組織を始めとした住民主体の運営が基本となる中、**女性と男性、及び性的マイノリティの方々は災害時に受ける影響に違いがあることについての周知・啓発が必要**である。

◎防災主管課と男女共同参画主管課が連携し作成したチラシ
「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」



◎令和2年7月豪雨における避難所運営に関するアンケート結果

授乳スペースを確保又は確保できる体制にあったか



■ 確保した又は確保できる体制はある
■ 確保できなかった又は確保できる体制はない

できなかった主な理由

- ・ 一般避難者と要配慮者スペースの区別がなかった
- ・ 施設によって対応が異なる
- ・ 施設面で格差が生じた

山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課

しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

TEL：023-630-2230

TEL：023-630-2674

消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充

【総務省消防庁 消防・救急課、地域防災室】

【提案事項】 予算拡充

人口減少が急速に進行する中、自然災害に迅速かつ的確に対応するためには、地域の消防力の維持・充実が必要であることから、

- (1) 消防団員の年額報酬に係る**地方交付税措置を拡充**すること
- (2) 消防学校の教育訓練用資機材及び実践的訓練施設の整備並びに市町村消防団の資機材（車両、救命胴衣等）整備に対する**補助制度及び地方財政措置の拡充**を図ること

【提案の背景・現状】

- 県内市町村では、令和3年以降の消防団員報酬等の基準策定、地方財政措置の見直しにより、処遇の改善が進んでいる。一方、地域の広大な面積をカバーするため、多くの団員を確保する必要があることから、消防団員の報酬について、**地方交付税措置額（約4.5億円）を大幅に上回る経費（6.1億円）を市町村が負担しており、財政措置が不十分な状況にある。**
- 消防学校への財政措置は、一部を除き交付税措置であるが、施設老朽化による修繕を優先する必要があるため、教育訓練用資機材の更新や訓練施設の整備財源確保に苦慮している。また、令和6年能登半島地震の検証において、多数の道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の運行が困難となり、災害現場への迅速な進出ができなかった事例を踏まえ、小型車両等や小型化・軽量化された救助用資機材等の整備が必要とされたところであるが、市町村においては**消防団車両の更新や資機材整備に向けた財源の確保が厳しい状況にある。**

【山形県の取組み】

- 消防団員の報酬については、**県内35市町村のほとんどで一般財源による負担が生じており、なかでも、20市町村では総報酬額の30%以上を負担している。**
- 消防学校は、現校舎が築25年を超え、校舎の維持管理に多額の経費を要している現状にあり、教育訓練用資機材については、県内消防本部が設備を更新する際に県へ譲渡してもらい、再利用することで、教育訓練の環境の維持を図っている。
- 市町村においては、政府の令和6年度補正予算等を活用して救命胴衣等の消防団の資機材整備を進めているが、全ての団員に配備するには補助金額が不十分な状況にある。

【解決すべき課題】

- 地域防災の中核とされる消防団を維持していくためには、**市町村の地理的条件に応じた特別交付税措置の拡充**など、更なる支援が必要である。
- 甚大な被害をもたらす災害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況下において、消防学校の教育訓練の充実は必須であり、**補助制度や地方財政措置の拡充**が求められる。また、市町村消防団の車両及び資機材の整備を推進していくためには、近年の価格高騰の影響もあり、**財政力の脆弱な地方自治体への十分な補助が必要**である。

■人口 10 万人あたり消防団員数（令和 6 年 4 月 1 日）

	市部（13）				町村部（22）			
	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数
上位	尾花沢市	519	13,996	3,708	大蔵村	228	2,830	8,057
	新庄市	992	32,860	3,019	鮭川村	299	3,767	7,937
	村山市	650	21,742	2,990	舟形町	334	4,771	7,001
下位	寒河江市	587	39,745	1,477	河北町	427	17,000	2,512
	米沢市	764	75,838	1,007	中山町	255	10,590	2,408
	山形市	1,325	238,293	556	山辺町	272	13,570	2,004
	市部計	12,710	827,812	1,535	町村部計	7,969	199,697	3,991

普通交付税の単位費用算定基礎では、基準として、人口 10 万人あたりの消防団員を 583 人としているが、本県では区域面積が広い自治体が多く、この場合、集落も点在していることから、当基準を大幅に超える団員数を確保している。

■消防学校訓練車両

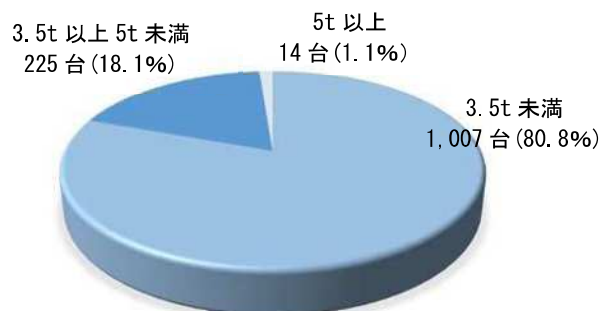


救助工作車

H3.3 購入(33 年間使用)
取得価格 3,200 万円

新規購入価格 15,548 万円

■県内消防団の消防ポンプ自動車保有状況（R6. 4. 1）



総保有台数 1,246 台

- 教育訓練に使用する消防車両の中には高額な車両もあり、また、消防学校は平成 10 年 4 月開校であり、校舎も老朽化が進んでいる。
- 厳しい財政状況の中で、消防学校の施設・設備の整備費用捻出は難しい。

- 県内消防団が保有する自動車のうち約 2 割は、損傷した道路での走行に不安が大きい 3.5t 以上の車両である。また、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した者は、3.5t 以上の車両を運転できない。
- 消防団設備整備費補助金においては、消防ポンプ自動車を補助対象としていない。

■県内消防団の救命胴衣保有状況

- 大雨等による河川増水時に消防団員が安全に巡視活動や土のう積み等の水防活動を行ううえでは、救命胴衣の着用が欠かせないが、市町村財政の現状を鑑みると、全消防団員への配備はなかなか進んでいない。
 - ・ 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨の際には、県内 29 市町村の消防団員延べ約 7,000 名が巡視、避難誘導、溢水対応、救出活動等に従事
 - ・ 令和 6 年 12 月現在、団員 20,679 名に対し、救命胴衣保有数は 5,616 着（充足率 27.2%）

農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化

【農林水産省 大臣官房地方課、農村振興局設計課、水資源課、地域整備課、防災課】
【林野庁森林整備部治山課・研究指導課】【水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災対策を加速化し、県土強靱化をしっかりと進めていく必要があることから、

- (1) 防災重点農業用ため池の強靱化や農業水利施設の長寿命化・耐震化など、防災・減災対策に必要な予算を十分に確保すること
- (2) 災害時の早期復旧に対応するため、ドローンで撮影した画像をもとに三次元データを作成し、そのデータから被害報告、査定設計書を効率的に作成する測量設計技術等を早期に開発・普及すること 新規
- (3) 災害に強い森林づくりを強力に進めるため、計画的な治山施設の設置・長寿命化対策及び激甚化している松くい虫被害対策等の森林整備に要する十分な予算を確保すること
- (4) 安全対策向上・強靱化に資する浚渫や設備の更新など、漁港機能の保全・増進対策に必要な予算を確実に措置すること

【提案の背景・現状】

- 政府においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3～7年度）後も、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組みが進められるよう、国土強靱化法に基づく「国土強靱化実施中期計画」を定めることとされている。
- 近年、農地・農業用施設の被害が多数発生しているが、市町村や県内測量設計会社のマンパワーが不足し、被害状況の把握や災害査定に向けた現地測量等に苦慮している。
- 突発的に発生する短時間豪雨等により、山地災害が多発しており、治山事業での早期復旧が求められている。また、庄内海岸において松くい虫被害が急増しており、農地等への飛砂や倒木の被害が危惧されている。
- 漁船の損傷を防ぐとともに安全な操業を可能とするには、継続的な浚渫や予防保全的な設備の更新などが必要となるが、小規模な漁港にも対応する政府の漁港機能増進事業予算が年々減少し、令和6年度においては山形県への配分がゼロとなっている。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画（H28.3）」を策定し、防災重点農業用ため池の改修や治山施設の長寿命化対策等を集中的に実施している。
- 令和6年7月の豪雨災害においては、農林水産省（MAFF-SAT）や他県からの応援及び本県の職員の派遣と他県からの測量設計会社の確保を行い、被災した市町村の業務支援を行っている。
- 松くい虫防除は徹底駆除の方針を見直し、被害対策区域の選択と集中を図り、国庫事業に加え、県、市町の単独事業により、まん延防止を図っている。
- 県や市町が管理する小規模な漁港では、漁港機能増進事業以外はすべて単独予算により保全・増進対策を行っている。

【解決すべき課題】

- 更なる国土強靱化に向けては、公益性の高い農業水利施設等の防災・減災対策を着実かつ強力に推進する政府の**強靱化予算の十分な確保**が必要である。
- 被災した農家が営農継続できるよう**早期に復旧**するため、被害状況の把握や政府の災害復旧事業の災害査定設計書等の作成に**ドローン等 ICT を活用した測量設計技術等の開発と普及**が必要である。
- 森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮し、災害に強い森林づくりを進めるため、**計画的な治山施設の設置**や**急増している松くい虫被害の対策**等の森林整備を確実に実行する**十分な予算確保が必要**である。
- 漁業者が安心して漁業を営むことができる、漁港の安全性向上・強靱化に資する浚渫や設備更新などに**必要な予算措置が不可欠**である。

○本県の耕地公共事業予算の推移



○ため池洪水吐の排水能力不足の状況（尾花沢市）



洪水吐の老朽化や排水能力不足から、ため池決壊による水害等の災害を未然に防止するため、**防災重点農業用ため池などの改修が必要**となっている。

○農地への土砂流入（酒田市）



大雨による農地への土砂流入被害が甚大であり、被害把握や災害査定設計書の作成に期間を要しているため、**測量設計技術等の開発と普及が必要**となっている。

○本県の治山事業予算（公共事業）の推移



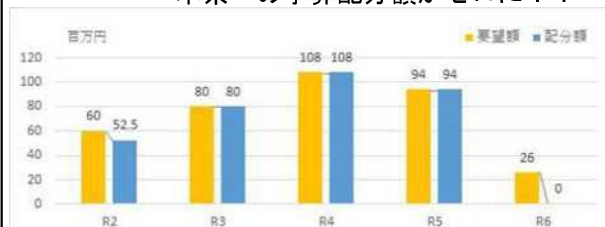
○保安林の松くい虫被害対策（庄内海岸）



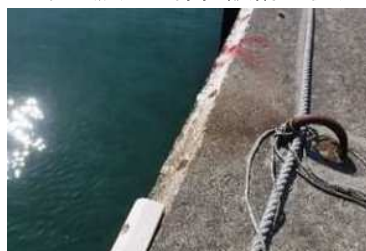
庄内海岸林において倒木による農地や農業施設への被害のおそれがあり、**急増している松くい虫の被害対策が急務**となっている。

○令和6年度漁港機能増進事業の

本県への予算配分額がゼロに！！



○米子漁港の係留設備の状況（鶴岡市）



岸壁の係船環の発錆ややせ細り、コーナー材の不足が発生している。結束ロープの擦り切れなどによって、漁船の衝突事故につながるリスクが懸念されるため、**更新、補修等の予防保全対策が必要**となっている。

山形県担当部署：農林水産部

農村計画課

TEL：023-630-2539

農村整備課

TEL：023-630-2157

森林ノミクス推進課

TEL：023-630-2532

水産振興課

TEL：023-630-3297

災害からの復旧・復興に向けた支援制度の強化

【農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室、経営局保険課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、令和 6 年 7 月の大雨に伴う本県の農林水産関係被害は、被害額が 332 億円に上り、そのうち農業関係だけで 269 億円と甚大な額になった。このような災害に対して、復旧に向けた支援を強化するとともに、農業者自らが幅広いリスクに備えられるようにする必要のあることから、

- (1) 近年の災害が、局地化・集中化・激甚化していることに鑑みて、被災農業者に対する政府による支援パッケージを、全国的に広範囲で被害が生じた場合のみならず、県単位で甚大な被害が生じた場合にも柔軟に発動すること
- (2) 被災した農地・農業用施設の復旧が翌年産の作付けに間に合わない場合でも収入減少を補填できるように、農業保険における補償内容を拡充するなど、新たな支援策を講じること

【提案の背景・現状】

- 本県では令和 6 年 7 月の大雨に伴い、令和 2 年 7 月の大雨による農業関係被害額の 2 倍を上回る甚大な被害を受けた。しかし、令和 2 年度に発動された政府による支援パッケージは発動されていない。
- 令和 6 年 7 月の大雨からの農地・農業用施設の復旧が複数年にわたるケースが見られ、営農存続の危機を切実に訴える生産者が多数いる。

【山形県の取組み】

- 被災農業者の営農継続と災害からの早期復旧に向けて、農作物の被害拡大防止に必要な農薬の購入や、被災した施設・農機具の復旧に対する県独自の支援を市町村と協調して実施している。
- 農地・農業用施設の復旧が翌年の水稻の作付けに間に合わないと思込まれる場合、仮の畦畔や仮設ポンプを設置することで作付けを可能にする取組みや、水稻の作付けが難しい場合には、他の作物への切替えを支援している。

【解決すべき課題】

- 自然災害による被害が局地的であっても、当該地域における被害が甚大なものである場合には、政府による支援パッケージとそれを補完する県の支援策の両方で被災農業者の営農継続をしっかりと後押しする必要がある。
- 甚大な被害を受けたため、復旧が翌年産の作付けに間に合わない部分については、収入減少による経営への影響が懸念される。今後も想定される災害への備えとして、強固なセーフティネットの整備や未収益期間中の減収分を補填する支援金の交付など新たな支援制度の創設が不可欠である。

○政府による支援パッケージ

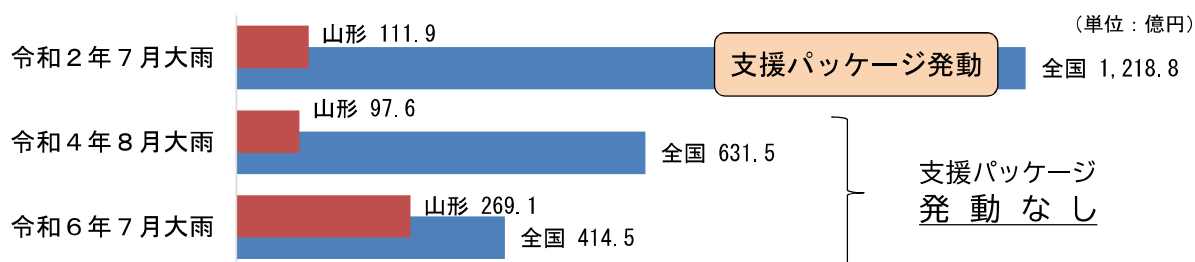
営農再開に向けて被災した農地や農業用施設、畜舎等の復旧を総合的に支援する対策

(令和2年支援メニュー(例))

- ・農業用ハウス・農業用機械・農業専用トラック等の導入
 - ・水田農業の継続に向け、追加的に行う土づくりやほ場準備のための作業委託費等
 - ・被害果樹の植替えやこれにより生ずる未収益期間の経費
 - ・畜舎の補改修、家畜導入、粗飼料の購入等
- など

○近年の農業被害額（山形県・全国）

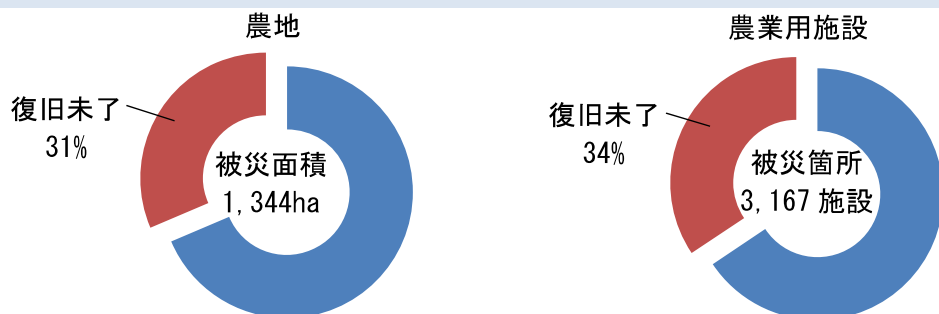
令和2年7月の大雨では全国の被害額が大きかったため、政府による支援パッケージが発動された。一方、本県では、令和6年7月の大雨に伴う農業関係被害額は令和2年7月の大雨の2倍を超える甚大な被害となったが、同様の支援パッケージは発動されていない。



(※) 令和6年7月大雨に伴う全国被害額については令和7年3月31日現在の状況

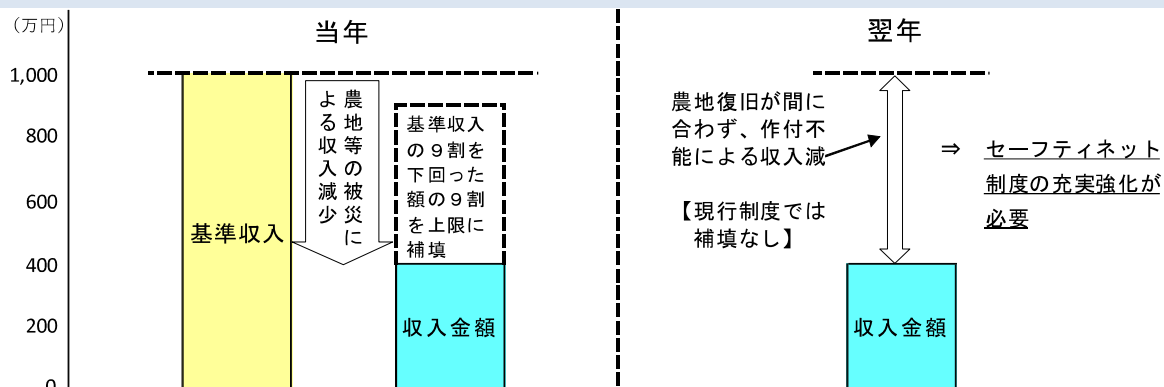
○令和6年7月大雨で被害を受けた農地・農業用施設の復旧状況（令和7年産作付時点）

農地・農業用施設が多数被災しており、令和7年春の作付時点で復旧未了の割合は、農地、農業用施設のそれぞれ約3割。作付けできない農業者に対する支援が必要。



○現行の農業保険制度の課題

農地・農業用施設が被災し、復旧が翌年産の作付けに間に合わない場合の収入減少を補填できるよう、既存の農業保険における補償内容を拡充するなど、制度の強化が必要。



最上川における気候変動を踏まえた治水対策の推進

【国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課、治水課、河川環境課、都市局 都市安全課】

【提案事項】 予算拡充 早期策定

気候変動の影響により全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化しており、最上川においても、令和2年、令和4年、令和6年と相次いで氾濫が発生し甚大な被害が生じている。最上川の治水安全度を高めることは、県民の生命と財産を守り、県土発展に不可欠であることから、

(1) 度重なる豪雨災害からの早期復旧・復興を図るため、「緊急治水対策プロジェクト」に基づき、最上川本川の河道掘削、堤防整備等の対策を着実に推進するとともに、令和6年7月の大雨で甚大な被害を受けた戸沢村蔵岡地区における集団移転への支援を行うこと

(2) 気候変動による降雨量増大を踏まえた「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」に見直すとともに、その対策を推進すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 最上川では、令和2年、令和4年、令和6年と氾濫が相次いで発生した。県全体の被害額や雨量ともに増加傾向にあり、気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化が顕在化している。
- 特に、令和6年7月の大雨では、戸沢村蔵岡で最上川からの越水により地区のほとんどが床上浸水し、酒田市では氾濫危険水位を超え、堤防が決壊していれば1万戸を超える建物浸水など甚大な被害が発生するおそれがあった。
- 今回の大雨被害を踏まえ、県内で3箇所目の緊急治水対策プロジェクトとなる「最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクト」が令和6年11月に公表され、河道掘削や堤防強化等が計画されている。

【山形県の取組み】

- 国土交通省や沿川市町村等とともに「流域治水協議会」を組織し、ハード・ソフト一体となった「流域治水」の推進に取り組んでいる。
- 最上川支川では、河川整備を集中的に進めるとともに、整備後においても、堆積土砂・支障木の撤去を計画的に行うことで河道の流下能力確保に努めている。
- 水位計や簡易カメラの設置、市町村長へのホットラインなど、これまで整備した避難行動のための取組みが有効に活用されている。
- 戸沢村蔵岡地区では集団移転を計画しており、県では令和7年1月から職員2名を派遣するなどの支援を行っている。

【解決すべき課題】

- 氾濫が続けて発生した最上川では、被災した護岸等の復旧と河道掘削や堤防整備等の緊急的な対策を着実に推進し、同規模の洪水に対して再度災害を防止することで早期復旧・復興を図る必要がある。また、戸沢村蔵岡地区の集団移転が円滑に進むよう、技術的・財政的支援が不可欠である。
- 今後も気候変動による豪雨災害の更なる激甚化・頻発化が懸念されることから、抜本的な対策として、気候変動を踏まえた「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」への見直しと、それに基づく対策の推進が必要である。

❖ 最上川緊急治水対策プロジェクトに基づく最上川本川の河川整備



豪雨災害の激甚化・頻発化により、最上川全区間で緊急治水対策プロジェクトを推進

❖ 東北地方における豪雨時の雨の降り方（雨量、頻度）の変化

○ 短時間豪雨（80 mm/h以上）の増加

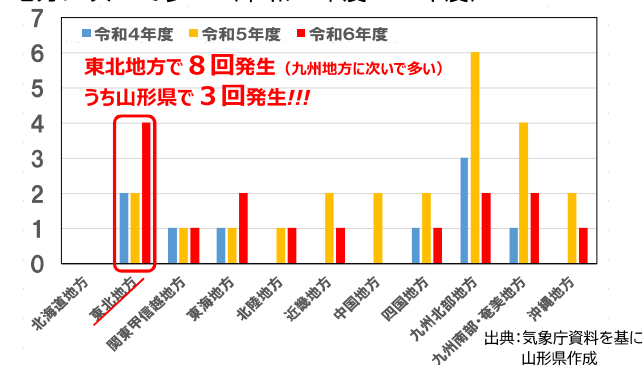
東北地方における時間 80mm 以上の短時間豪雨の発生回数の増加は全国平均を上回っている（全国平均 1.7 倍、東北地方 9 倍）



※全国1300地点(気象庁観測所)を基に集計
出典:国土交通省資料に山形県加筆

○ 線状降水帯の発生

東北地方における線状降水帯の発生回数は、九州地方に次いで多い（令和4年度～6年度）



○ 総降雨量の増加

本県では平成30年度以降の7年間で200mmを超える豪雨が6回発生、総降雨量も増加傾向



山形県担当部署：県土整備部 河川課 TEL：023-630-2615

防災・減災、国土強靱化のさらなる推進

【内閣官房国土強靱化推進室】【総務省自治財政局地方債課】
【国土交通省総合政策局公共事業企画調整課、道路局環境安全・防災課】

【提案事項】 予算拡充 技術開発

本県では、令和6年7月の大雨により甚大な被害が発生した。能登半島における地震・豪雨災害をはじめ、激甚化・頻発化する災害が日本各地で起こりうることを認識し、住民の生命と暮らしを守るため、

- (1) 国土強靱化対策において、資材価格の高騰や、災害への対応、インフラ施設の老朽化対策等を踏まえ、「5か年加速化対策」を上回る事業規模を確保すること。併せて、雪国特有の課題や公営住宅の老朽化、さらには防災拠点としての空港の機能強化や、輸送の安全性や安定性確保などの観点を踏まえた幹線鉄道ネットワークの高機能化に対応するための施策に対する支援の充実を図ること
- (2) 令和7年度で終了が予定されている「緊急自然災害防止対策事業債」について、地方の財政状況を考慮し、令和8年度以降も継続すること
- (3) 道路の規制箇所や被害箇所等の現地パトロール情報を、同時に国土交通省などの関係者と共有できるシステムの構築を推進すること 新規

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨では3名の尊い人命が失われ、公共土木施設にも甚大な被害が発生した。近年、本県では、令和2年、4年、そして今回と相次いで大規模な豪雨災害が発生しており、今後も国土強靱化のさらなる推進が必要である。
- 県では、国土強靱化対策予算と併せ「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、ハード対策に取り組んでいるが、本起債制度は令和7年度までとなっている。
- 道路被害の詳細な位置情報等は、国において地図化(RI2MAPSを利用)し、共有する体制が構築されているものの、地図化するための情報は県担当者が現地パトロールからメール等で報告を受けた上で指定様式に入力・提供している。令和6年7月の大雨では、県管理道路で112箇所の全面通行止め、650箇所の道路被害が発生し、様式入力に多大な労力と時間を要したため、現地対応にも支障が生じた。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」(H27策定、R2改定)に基づき、国土強靱化対策予算を活用しながら「県土強靱化」を進めており、強靱化対策の効果は着実に現れている一方、多くの未対策箇所が残っている。
- 「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、道路管理施設や河川管理施設の修繕や更新等、自然災害防止の対策を計画的に進めている。
- 県内部での情報共有に関しては、使用する様式の簡素化等により、迅速な情報把握・伝達に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 激甚化・頻発化する自然災害に備え、国土強靱化対策において十分な事業規模を確保した上で、地域課題に応じた支援を含め、切れ目ない推進が必要ある。
- 「県土強靱化」を計画的に推進するには、国土強靱化対策予算と連携して取り組む「緊急自然災害防止対策事業債」の継続が必要不可欠である。
- 緊急時において現地対応に遅れや支障が生じないように、デジタル技術を活用し現地被害状況等を同時に共有できるシステムを構築することが非常に有効である。



令和6年
7月の大雨

❖ 国土強靱化による支援充実が求められる地域課題



❖ 河川事業における強靱化予算の活用



❖ 道路規制情報や被災箇所情報等の情報共有の現状と理想の姿



山形県担当部署：県土整備部
みらい企画創造部

管理課
総合交通政策課

TEL：023-630-2624
TEL：023-630-3017

水害・土砂災害から暮らしを守る 「流域治水」の加速化・深化に向けた支援の拡充

【国土交通省水管理・国土保全局河川計画課、治水課、河川環境課、砂防計画課、保全課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

激甚化・頻発化する水害・土砂災害を踏まえたハード・ソフト一体となった「流域治水」を推進するため、

(1) 河川整備と土砂災害対策等の事前防災対策を加速化するため、国土強靱化対策において、**十分な事業規模を確保**すること

(2) 迅速で的確な避難や防災まちづくりに繋げる以下の施策を講じること

① 土砂災害警戒区域等の指定に対する**財政支援の拡充** **新規**

② 洪水、内水等の各施設管理者が別々に所管している**水害リスク情報を政府が一元化し整備・公表** **新規**

(3) 流域全体で発生した土砂の有効活用として、所管を超えた土砂融通の連携強化の取組みを推進すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和4年8月や令和6年7月等の豪雨では、水害と土砂・流木災害が同時に発生し、被害の拡大につながった。
- 水害・土砂災害対策に関するリスク情報の提供は、災害が激甚化・頻発化しているなか、住民の生命を守るうえで不可欠となっている。
- 気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化のため、河川整備や流下能力確保のための掘削等による発生土砂の増加が見込まれている。

【山形県の取組み】

- 河川整備を集中的に進めるとともに、整備後も堆積土砂等の撤去を計画的に行うことで河道の流下能力確保に努めている。また、土砂災害対策については、要配慮者利用施設のある箇所等から優先的に砂防堰堤の整備等に取り組んでいる。
- 土砂災害警戒区域は、より高精度な地形情報を用いて新たな「土砂災害発生のおそれがある箇所」の抽出を進め、約7,000箇所を令和7年1月末に公表した。また、洪水浸水想定区域は、令和7年5月の指定完了を目指している。
- 撤去した土砂を公共工事間で流用するほか、床止設置による土砂堆積の抑制等を推進している。

【解決すべき課題】

- 国土強靱化予算による**安定的な財源の確保が必要**である。
- 新たな「土砂災害発生のおそれのある箇所」について、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を推進するため、政府による**財政支援の拡充（補助率嵩上げ、起債充当等）が不可欠**である。また、水害リスク情報は所管別、段階的に整備・公表されており、**住民にとってわかりやすく提供**できるよう、政府が**一元化し整備・公表が必要**である。
- 土砂の**発生を抑制**するとともに、流域治水協議会の枠組みを活用した**土砂融通の取組み強化**の推進が必要である。

❖ 事前防災対策の加速化（ハード対策）

〔令和6年7月の被災状況（荒瀬川流域）〕



〔整備効果〕 令和6年7月（遊佐町杉沢）



❖ 迅速で的確な避難と防災まちづくりに繋げる施策（ソフト対策）

① 土砂災害警戒区域等指定に対する財政支援

【現状】

- R7.1現在、5,217箇所を指定
- 新たに約7,000箇所を抽出しR7.1に公表
- 基礎調査費用が補助率1/3、起債充当不可のため区域指定に膨大な費用と時間が必要
- 防災まちづくりの取組推進に支障

【提案】

基礎調査費用に対する財政支援の拡充
(補助率1/2以上、起債充当)

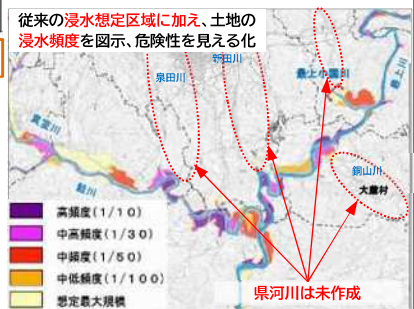


② 水害リスク情報の一元化した整備・公表

水害リスク情報 【目的】	対象降雨	山形県内の状況			
		洪水（国交省・県）		内水（市町村）	
		①国管理河川 (38河川、 381km)	②県管理河川 (554河川、 2,820km)	③雨水排水 (下水道)	④その他 水路
浸水想定区域 (水防法) 【迅速・的確な避難】	想定最大 (概ね1/1000)	H29済	R7.5済	25市町が 作成対象	未定 (法定外)
水害リスクマップ 【防災まちづくり】	多段階 (1/10、1/50等)	R4済	未定 (一級河川の代表地域で「内外水一体型水害 リスクマップ」を、国交省がR7年度に作成予定)		



水害リスク情報の所管区分



リスク情報の所管ごとに整備・公表の主体が異なり、公表時期に差

【課題】

- 異なる主体が段階的に公表 → 住民にわかりづらくなるおそれ
- 自治体の所管が広範囲 → 多額の費用・時間が必要

【提案】

- 所管によらず、早期に情報提供できるよう、一元化し整備・公表
(住民にとってわかりやすい情報の提供)

❖ 堆積土砂の抑制・発生土砂の有効活用の取組み（ハード・ソフト対策）

【現状】

- 豪雨災害の激甚化・頻発化で、流域の山腹や渓流等から発生土砂が増加する一方、河床低下や砂浜侵食が進行
- 河川整備や流下能力確保のための掘削土砂の受入先確保に苦慮

【提案】

- 所管を超えた土砂融通の連携強化
(流域全体でのコスト削減)



山形県担当部署：県土整備部 河川課

砂防・災害対策課

TEL：023-630-2615

TEL：023-630-2635

雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充

【国土交通省水管理・国土保全局防災課、道路局環境安全・防災課、航空局空港計画課】

【提案事項】**予算拡充** **制度創設**

- 近年、短期集中的な降雪等により交通障害が多発し、社会・経済活動に多大な影響が生じている。冬期の安全・安心な交通ネットワークを維持していくためには、除雪機械等の計画的な更新、雪寒施設の適切な更新や整備、健全な舗装の維持、及び、安定的な予算の確保が必要であることから、
- (1) **道路の除排雪や除雪機械の更新等**について、確実な予算措置のため、個別補助化を図るなど、雪対策経費に対する**財政支援を拡充**すること
 - (2) 冬期においても航空ネットワークを維持し、**安全な空港運営**を行うため、**空港除雪機械の更新等**に対する**補助制度の創設**を行うこと
 - (3) 国土強靱化対策に**雪国特有の課題**に対応する**施策を位置づけた上で、十分な事業規模を確保**すること
 - (4) 積雪寒冷地における近年の舗装劣化のメカニズムを踏まえ、**道路舗装損傷に係る災害復旧事業の採択要件を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 近年は、短時間かつ集中的な降雪による交通障害が頻発化しており、全域が豪雪地帯に位置する本県にとって、道路や空港などの**交通ネットワークにおける冬期の安定的な除雪体制の確保**が、県民生活を支えるうえで必要不可欠である。
- 現在の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算では、雪害対策が重点的な取組み対象として位置づけられていないことから、除雪機械や雪寒施設の整備・更新等の**雪国特有の課題に対する重点的な支援が必要**である。
- 近年の気候変動等の影響により、積雪寒冷地においては、**冬期の降雨・融雪の増加**に伴う路盤への浸透水の凍結が**舗装の損傷の拡大・増加**を招いている。

【山形県の取組み】

- 除雪機械は修理を繰り返すことで機械の更新を先延ばしにしているが、故障が多発しており、安定的な除雪体制の確保が困難な状況に陥っている。
- 除雪機械や雪寒施設の整備・更新、積雪寒冷地特有の舗装劣化への対応等については、「5か年加速化対策」における補助事業などの対象となっていないことから、「緊急自然災害防止対策事業債」等を活用し、県単独事業で対応している。
- 県の舗装長寿命化修繕計画に基づき、適正管理に努めているが、積雪寒冷地における近年の舗装劣化メカニズムによる損傷が増加し、対応に苦慮している。

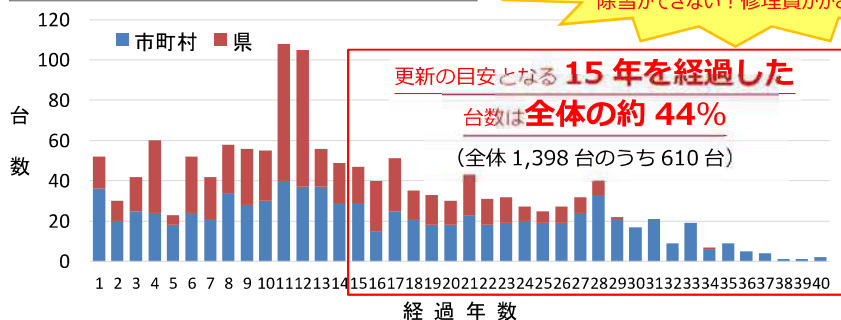
【解決すべき課題】

- 県民の経済・生活を支える交通ネットワークの効果を冬期も十分に発揮させるためには、**除雪機械の更新・増強に対する重点的な予算配分が必要**である。
- 空港において、冬期の国内定期便や国外からのチャーター便を安定的に受け入れるためには、**除雪機械などの更新に対する政府の支援が必要**である。
- 冬期の安全で快適な交通ネットワークの維持のためには、国土強靱化基本法に基づく「**国土強靱化実施中期計画**」において、**除雪機械や雪寒施設の適正な整備・更新等の雪国特有の課題に対応できる十分な事業規模を確保する必要がある**。
- 令和7年度より「緊急自然災害防止対策事業債」の対象が拡充され、路盤損傷にも適用可能となったが、広範囲で発生する冬期の舗装損傷全てに対して県単独事業だけの対応は困難であり、**災害復旧事業としての採択が必要**である。

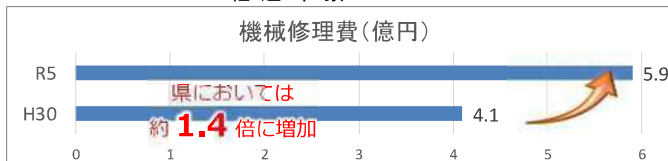
❖ 除雪機械の適切な更新ができない

《山形県及び県内市町村の除雪機械の状況》
R5 年度末時点：県 579 台、市町村 819 台

県だけでも
R5 の **故障回数** は **321 回** !
除雪ができない! 修理費がかさむ!



老朽化による
機械修理費
は年々増加



❖ 令和5年度の空港における除雪機械・消防車両配備状況と除雪関係費（県単独費）

山形空港	除雪機械14台、消防車両2台
庄内空港	除雪機械13台、消防車両3台
除雪機械等更新費	28百万円
除雪作業費	56百万円
84百万円	

すべて
県単独費
毎年大きな
財政負担!

隊列による除雪状況【山形空港】



❖ 雪国特有の課題

防雪柵の老朽化



防雪柵の破損により地吹雪を防ぐことができず
視界不良が発生、車両の走行に支障あり

除雪機械の損傷



除雪機械の損傷により
除雪体制維持に支障あり

舗装の劣化



舗装の劣化により走行車両
の安全確保に支障あり

❖ 積雪寒冷地における近年の舗装劣化メカニズム

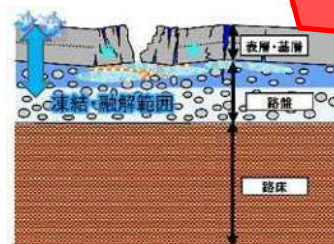
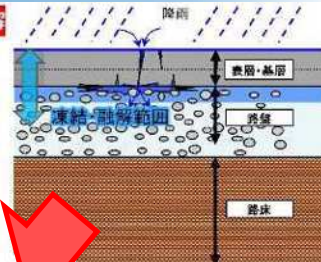
冬の雨みぞれ日数の推移 山形県（山形市）



出典：国土交通省ウェブサイト

冬期に降雨・融雪+凍結・融解

降雨や融雪に伴い
舗装内部へ浸透した
水が路盤上部に滞留
(支持力が低下)



支持力が低下した状態
での車両の繰り返し
加重及び気温低下に
より路盤の水が凍結、
ひび割れが拡大

山形県担当部署：県土整備部 道路保全課
県土整備部 砂防・災害対策課
県土整備部 空港港湾課

TEL：023-630-2610
TEL：023-630-2635
TEL：023-630-2447

事前復興に資する住宅対策の強化

【国土交通省住宅局 住宅総合整備課、市街地建築課】

【提案事項】 制度改正 制度創設

生活の基盤である住宅の防災・減災対策は、被災後の「**早期の生活再建に向けた事前準備**」であり、**災害に強い街を創る「事前復興」**であることから

- (1) 公営住宅の長寿命化計画に基づく適正な管理は、災害時の仮住居としてなど、被災者を含めた住宅困窮者の生活再建に資することから**公営住宅の長寿命化対策を「防災・安全交付金」の対象**とするとともに、国土強靱化対策として、**支援の充実に図ること**
- (2) 防災上危険な空き家に対する除却や応急措置について、**国土強靱化としての支援や緊急自然災害防止対策事業の対象とする**など、住民と市町村の負担を軽減するための新たな財源を創設すること
- (3) 旧耐震住宅の建替えや住み替えを促進するため、既存住宅の**除却費を「総合支援事業」の対象とする**など支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨では、公営住宅を仮住居として被災者に提供したが、施設の老朽化から入居前の修繕が必要な住戸が多く入居までに時間を要した。
- 水害や雪害、地震等による家屋の倒壊は、道路閉塞による救助活動への影響に加え、避難所や仮設住宅の建設、倒壊家屋の撤去等に多くのコストが発生する。
- 住宅の耐震診断費や耐震改修、建替えや除却に掛かる費用が、近年の物価上昇により住民や自治体の大きな負担となっている。

【山形県の取組み】

- 公営住宅の施設管理に要する費用の選択と集中を図るため、関係市町村と連携し人口減少を見据えた公営住宅の集約・再編等の検討に着手している。
- 県・市町村・関係団体を構成員とする「山形県空き家対策連絡調整会議」や「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」の設置、各種手引きの作成、住宅の「終活フェア」の開催など、関係機関と連携した住宅対策を進めている。
- 新築支援や住宅リフォーム支援、中古住宅の購入支援、防災ベッドの購入支援など、住宅の安全性・快適性向上に対する県独自の補助制度を実施している。

【解決すべき課題】

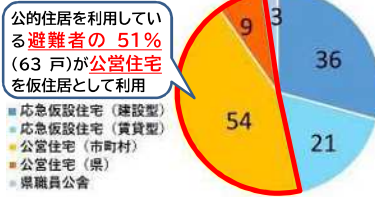
- 公営住宅は、入居者減少により家賃収入が減少し、物価上昇や施設の老朽化に伴い改修費が高騰していることから、長寿命化計画に基づき**計画的に施設の改修や老朽化した施設の撤去**を進めるため、**新たに安定的な財政支援**が必要である。
- 近年、空き家の除却費が高騰し、空き家の所有者と、空き家の除却に対する補助事業や特定空家等の代執行を実施する市町村の財政的な負担が大きく、**国土強靱化や事前復興に資する防災上危険な空き家の除却が進まない**状況にある。
- 旧耐震住宅の建替えや住み替えによる除却を促進するうえで、既存住宅の**除却費が大きな負担**となっていることから、補助率・補助限度額の高い「住宅・建築物耐震改修事業」の総合支援事業とするなど支援の拡充が必要である。

❖ 公営住宅の長寿化

令和6年7月の大雨では、
多くの被災者が**公営住宅を利用**

【公的住居 123 戸の種類別内訳】

R7.2.28時点

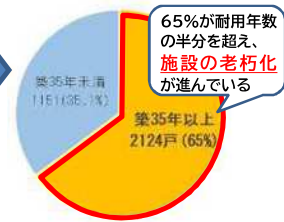


令和6年7月の大雨で被災した住宅



多くの公営住宅が**老朽化**しており、**計画的な修繕が必要**

【県営住宅建設年数分布】

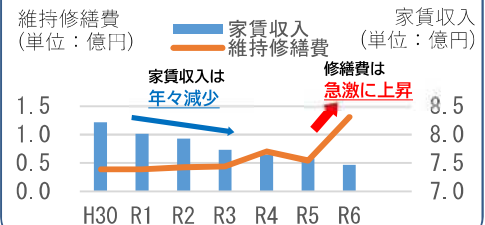


除却が遅れている非耐震の公営住宅



・入居者の減少で家賃収入も減少、改修や修繕費が高騰し、**計画的な修繕が困難**
・このまま改修や修繕が遅れ続けると、将来的に大きな財政負担となることから、長寿化計画に基づき、費用を**平準化・最小化する必要がある**。

【家賃収入・修繕費の推移】

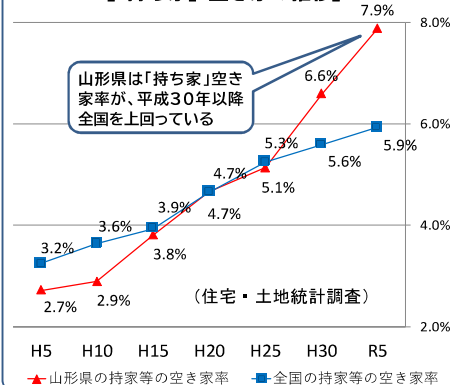


計画的に改修を実施するためには、
新たに安定的な財政支援が必要

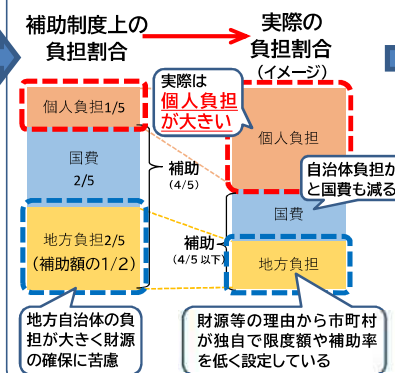
❖ 防災上危険な空き家の除却

山形県は**持ち家率が全国 2 位 (75.0%)**と高く「**持ち家**」の**空き家率が全国を上回っている**。

【「持ち家」空き家の推移】



市町村が実施している空き家の除却支援において、現在の補助制度では**自治体の財政負担が大きく**、国の補助を有効に活用できていない。



持ち家率の高い山形県では、今後も空き家の増加が見込まれる。
防災・減災と事前復興の観点から、更なる除却の推進が必要である。

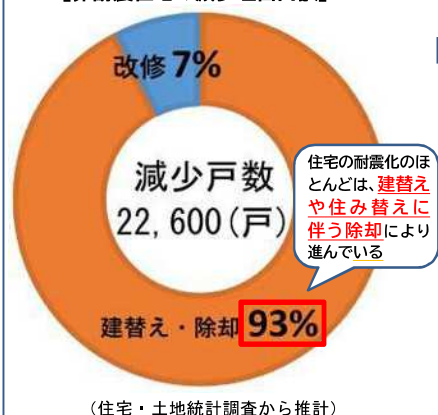


所有者と市町村の負担を軽減する、
新たな財源の創設が必要

❖ 非耐震住宅の建替え・住み替えに伴う除却

山形県では、平成25年から平成30年の**5 年**で**非耐震住宅が 22,600 戸減少**しており、その**主な理由は建替えや除却**となっている。

【非耐震住宅の減少理由内訳】

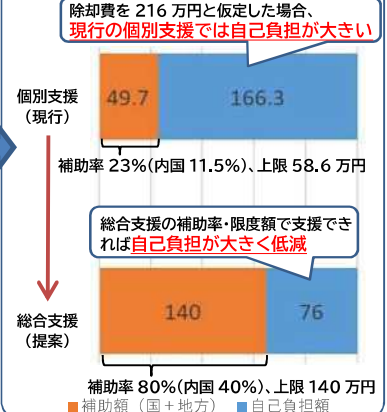


近年、非耐震住宅からの建替えや住み替え時に、既存住宅の**除却費が高騰し大きな負担**となっている。
※放置されることで空き家の増加も懸念

【除却費用の推移 (木造 50 坪・住宅)】



【除却費に対する補助の割合 (単位: 万円)】



非耐震住宅からの建替えや住み替えを促進するためには、
除却費への支援拡充が必要

消費者行政の機能強化の推進

【内閣府消費者庁総務課、地方協力課】

【提案事項】 予算継続 予算拡充

地方自治体の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談件数は、依然として高水準で推移しており、内容も複雑化・多様化している。

また、消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により、インターネット関連の新たなトラブルも発生するなど、被害も深刻化している。

地方における消費者行政サービスを、引き続き、維持・充実していくことが必要であることから、

- (1) 人的・財政基盤のぜい弱な地方自治体が、一定水準の消費者行政サービスの提供を安定的に維持できるよう、令和8年度以降も地方消費者行政強化交付金の十分な額を確保し、継続的に支援すること
- (2) 同強化交付金の事業について、対象事業の複数年度化など、自治体のニーズに対応した制度となるよう改善を図ること

【提案の背景・現状】

- 多くの地方自治体の財政状況が依然として厳しい状況下、交付金の活用が一定水準の消費者行政サービスを提供できるか否かに大きく影響する。
- 市町村の消費生活相談体制を維持・充実するためには、政府が推進する情報化対応や自治体連携が有効であるが、情報化に向けた体制整備や連携体制の構築には、個々の自治体の実情に応じた長期的な支援が必要である。
- 「強化交付金」の強化事業は、政府の重要消費者政策に対応する新規または拡充の単年度事業に限られており、相談体制の維持や見守り体制の構築・機能強化など中期的な取組みを安定的に推進できるものになっておらず、地域の課題や実情に応じた事業に取り組んでいる自治体のニーズに沿ったものとは言い難い。

【山形県の取組み】

- 政府の目標を踏まえ、令和4年3月に策定した「第4次山形県消費者基本計画」の中に、重点的な取組施策を設定し、消費者行政の推進を図っている。
- 強化交付金の算定に関わる「消費生活センター設置都道府県人口カバー率90%以上」については、広域連携により人口カバー率も上昇し(H31：77.7%→R6：87.8%)、消費生活相談体制の構築が進んでいる。
- メール相談への対応や、市町村の消費生活相談を支援するためデジタル会議システムを活用した相談体制の構築など、デジタル化を推進している。
- 令和5年3月に「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を設立し、関係機関の連携のもと、見守り体制の拡大に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 消費者に直接向き合う地方自治体が、引き続き消費者被害の防止・救済に適切に対応していくとともに、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を図っていくためには、政府の継続的・安定的な財政支援が必要不可欠である。
- 「強化交付金」の強化事業について、政府の目標を踏まえつつ、地域の実情に応じた事業の実施や継続的な取組みが図れるよう、相談体制の充実や高齢化へ

の対応などへの定額補助の継続や対象事業の複数年度化、早期の情報提供など地方のニーズに対応した制度に改善し、**地方の消費者行政の推進を後押しする必要がある。**

◆本県における消費生活相談体制

◎消費生活相談体制の整備状況（R6.12末）

	県	市町村
消費生活センター	2か所	4か所
消費生活相談員	8人	10人
PIO-NET※配備	2か所	4か所

平成
20年度

	県	市町村
消費生活センター	4か所	10か所
消費生活相談員	10人	23人
PIO-NET※配備	4か所	20か所

※PIO-NET：全国消費生活情報ネットワークシステム

◎広域連携による相談体制の整備状況

- ・定住自立圏構想に基づく連携（H26～）1市3町
酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
- ・連携中枢都市圏に基づく連携（R2～）7市7町
山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、
東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、
朝日町、大江町＋〔R3～尾花沢市、大石田町〕

◆デジタル化に対応した施策の推進

◎Zoomによるオンライン相談支援体制整備



◎若年者の企画・出演による啓発動画（YouTube）



◆高齢者等被害防止のための見守り体制の構築

◎消費者安全確保地域協議会設置市町村

年 度	市町村数	人口カバー率
H29	1	23%
R5	2	30%
R6（12月末時点）	4	36%

設置済：山形市、米沢市、飯豊町、東根市

◎消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会



◎高齢者等の消費生活見守り啓発動画（DVD）



◎市町村担当職員研修会



医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化

【厚生労働省医政局地域医療計画課、医事課、看護課】【厚生労働省医薬局総務課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

安定した医療提供体制の構築に向け、医師の都市部への偏在を是正することなどにより、医療人材を十分確保する必要があることから、

(1) 専門医資格の更新制度について、医師少数県において一定期間勤務することを必須条件にするなど、地方において医師が確保されるよう、より実効性のある対策を講じること **新規**

(2) 地域医療介護総合確保基金について、医師の働き方改革に対応しつつ、県内の医師少数区域等への医師派遣を維持するための支援を継続できるようにするなど、十分な財源を確保するとともに、医師臨床研修費補助金を全額交付すること

(3) 看護職員の処遇改善や勤務環境改善について、適切な給与水準を実現し、夜勤を行う職員の手当の拡充や負担軽減が図られるよう、適時適切な診療報酬の引き上げなど、実効性のある対策の充実に取り組むこと

(4) 病院薬剤師の確保・処遇改善について、薬剤業務向上加算の施設基準の緩和など、実効性のある対策を講じるとともに、地方の取組みに対して、地域医療介護確保基金の優先的な活用を行うこと **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県は医師少数県であり、医師の地域偏在が大きな課題となっている。
- 日本専門医機構が示している専門医資格の更新基準の一つとして、「多様な地域における診療実績」が設けられているものの、基準の詳細は各専門領域の学会に委ねられており、より積極的に地域医療への従事を求める必要がある。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医療従事者の不足解消に取り組んでいるが、医師の働き方改革に対応しながら地域の医療提供体制を確保していくためには、大学病院が地域の医師少数区域等への医師派遣を維持するための支援を継続的に行っていくことが不可欠となっている。また、医師臨床研修費補助金については、必要とする額の7割程度の交付に留まっている。
- 看護職員の処遇改善について、令和6年6月に診療報酬が改定されベースアップ評価料が新設されたものの、十分な処遇改善につなげていない。
- 看護職員の離職率が高まり、県内医療機関が看護職員確保に苦慮している中で、育児・介護に関する休暇取得や時短勤務など、多様な働き方をする職員が増えたこと等により、夜間勤務が可能な看護職員の確保が困難となっている。
- 調剤業務のみならず、幅広い領域においてチーム医療の一翼を担うなど、病院薬剤師の重要性が高まっている。しかし、若年層の給与格差等の影響により、薬局への業態偏在があり、病院薬剤師は不足している（県内不足数103名）。

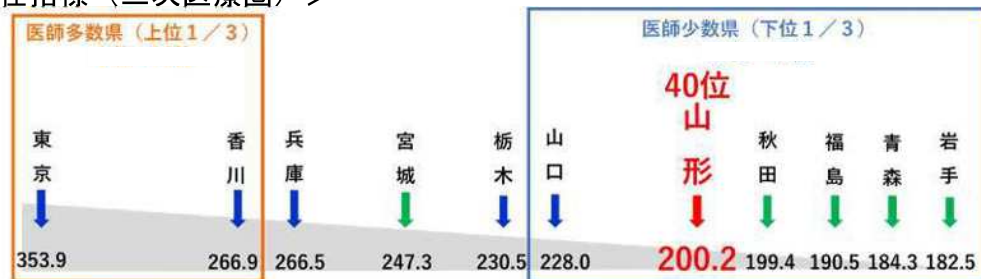
【山形県の取組み】

- 本県では、医師少数県からの脱却に向け、令和8年度までに県全体でさらに128名の医師の確保を目標に、医師修学資金の貸与、医学部地域枠の設置、医師の勤務環境改善への支援、臨床研修病院ガイダンスの開催等に取り組んでいる。
- 平成24年に策定した「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」に基づき、学生の確保定着、キャリアアップ、離職防止、再就業促進の4つを施策の柱として、総合的な看護師確保対策に取り組んでいる。
- 県内病院に就職する薬剤師に対する奨学金返還支援事業を行っている。

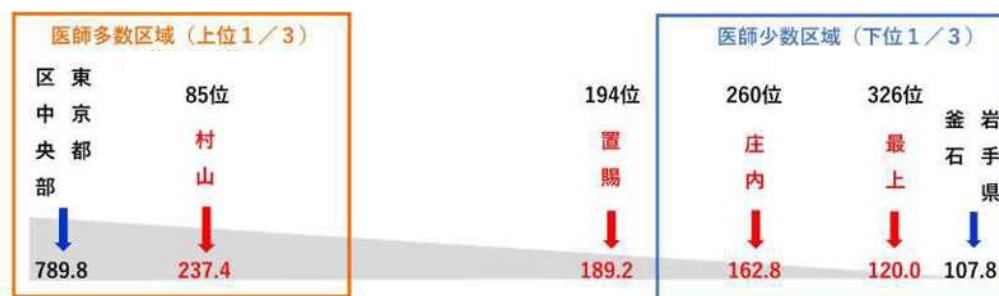
【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策や医師の地域偏在の是正をより実効的に進めるためには、**専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮**が必要である。
- 地域医療介護総合確保基金について、医師の勤務環境改善に向け、働き方改革を進めながら地域医療提供体制を充実していくために、**十分な財源の確保**が必要である。また、医師臨床研修費補助金について、充実した研修体制の確保のため、**確実な財政措置**が必要である。
- 看護職員の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切な対策を講じていくとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、政府において**十分な財源の確保**が必要である。
- 夜間勤務は人材確保が困難なことから、夜間勤務を行っている医療機関に対して、**看護職員の処遇が確実に改善されるよう、診療報酬の引き上げ**が必要である。
- 薬剤業務向上加算の算定に係る施設基準が障壁となり、薬剤師の病院間出向による地域偏在解消が進まないことから、**同加算の施設基準を緩和する必要がある**。また、地域医療介護総合確保基金の拡充・恒久化など地方への取組みに対する**財政支援の確実な配分と長期的な事業支援スキーム**が必要である。

＜医師偏在指標（三次医療圏）＞



＜医師偏在指標（二次医療圏）＞



＜医師偏在是正に向けた具体例＞

- ① 医師が地域に分散される仕組みの創設（更新を迎えた専門医の医師少数区域・医師少数スポットでの一定期間の勤務の義務付け）
- ② 令和8年度までとされている大学医学部の臨時定員増の恒久定員化（医師少数県に限定）
- ③ 運用の見直し（臨床研修制度の定員設定において都市部に有利となる激変緩和措置を廃止）

＜県内病院の薬剤師必要数（令和5年度 山形県薬剤師需給調査より）＞

直ちに増員が必要	出来るだけ早期に増員が必要	将来的に増員したい
55 名	48 名	44 名

山形県担当部署：健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-2256
健康福祉企画課 TEL：023-630-3322

医療・介護DXの強化に向けた取組みの推進

【厚生労働省医政局、医薬局、保険局、
老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

人材不足が深刻化するなか、持続可能な地域医療・介護を提供するためには、DXの推進による生産性の向上が不可欠であることから、

- (1) 医療DXの推進に必要な電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の導入にかかる補助金の上限や補助率を引き上げるとともに、その維持管理に要する経費については診療報酬へ適切に反映すること
- (2) オンライン診療について、より一層利用が促進されるよう医薬品の提供に関する要件を緩和すること
- (3) 公民館等において可能な医療 Ma a S の車両内での診療について、患者居宅等においても実施可能とすること
- (4) 介護ロボットや ICT 機器の導入は、事業者の負担が大きいため、引き続き国庫負担の引き上げを実施するなど支援を充実すること

【提案の背景・現状】

- 政府により医療・介護DXが推進されているが、その財政支援は充分ではない。
- 電子処方箋の導入状況は全国と同様に本県では、薬局76.5%に対し、病院6.1%に留まっており、補助額が充分でないことから施設間で大きな差がある。
- 災害時にも有効性が期待される、医療DXの推進に関する工程表に基づく電子カルテ情報共有サービス(仮称)の費用負担に係る議論が始まり、医療機関にも一定の負担が求められているが、多くの医療機関で経営は危機的な状況にある。
- 過疎地域等の医療資源の少ない地域において、限られた医療資源を効果的に利用するため、オンライン診療の有効活用が求められている。
- 公民館等においては巡回診療として医療Ma a Sの車両内での診療が可能であるが、患者居宅等に駐車した当該車両内での診療については、医療法上認められていない。一方、現場では、プライバシー保護の観点から、患者が自身の居宅内での診療を避け、車両内での診療を望む声があるほか、車内備え付けの診療機材を患者居宅等で使用できないという制約を受けている。
- 人材不足が深刻化する介護現場において、介護ロボットやICT機器の効果的な導入を促進し、生産性向上を進めていく必要があるが、導入費用が高額であるため、事業者の負担が大きく、導入が限定的である。

【山形県の取組み】

- 電子処方箋の普及促進のため、令和6年度から政府の補助事業を活用し、医療機関及び薬局等への補助事業を実施している。
- オンライン診療については、医療資源が少ない地域において、令和4年度から

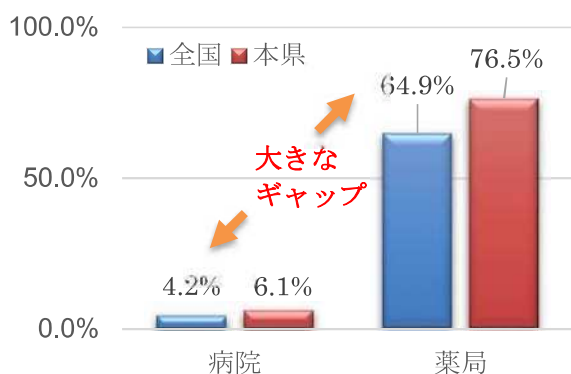
へき地診療所等と病院を結ぶモデルを実施してきており、令和7年度は災害時を想定したモデル事業の実施を予定している。

- 介護テクノロジー導入に係る補助事業に加え、令和6年度より生産性向上支援センターを設置し、相談対応や伴走支援などを実施している。

【解決すべき課題】

- 医療機関が、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の導入など政府の定めた工程表に沿って医療DXを推進するため、加えて、**システムの機能の高度化を進めるために、補助制度の更なる拡充が必要**である。
- **医療従事者の確保が困難な過疎地域において、オンライン診療の活用を進めるため、限定的に認められている医師又は薬剤師以外の者が行う医薬品の提供について、柔軟に実施されるよう取扱い要件の緩和が必要**である。
- **患者居宅等における医療MaaSの車両内での診療を可能にする必要がある。**
- 令和5年度、6年度の経済対策の補正予算における、事業者への補助率の引き上げ（1／2→最大4／5）、国庫負担率の引き上げ（2／3→4／5）により、**介護ロボット等を導入する事業者が拡大している。今後も、介護現場の生産性向上を加速するため、同様の手厚い支援が必要**である。

電子処方箋の導入状況(2025年1月)



へき地診療所でのオンライン診療の状況



医療MaaS車両・車内診療スペース



介護テクノロジー導入補助金に係る本県事業者からの要望額と補助実績額の推移(千円)



山形県担当部署：健康福祉部

病院事業局

医療政策課

高齢者支援課

県立病院課

TEL：023-630-2256、3328

TEL：023-630-3120

TEL：023-630-2119

安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省保険局国民健康保険課】

【提案事項】 予算拡充

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に必要不可欠なものであり、今後も安定的かつ持続的な制度である必要があることから、

- (1) 地方自治体における国民健康保険事業の安定的な財政運営及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、都道府県の取組みを支援するなど、**国民健康保険事業への財政支援措置を一層拡充**すること
- (2) 子育て世帯の負担を軽減する観点から、**子どもに係る均等割保険料を撤廃**すること

【提案の背景・現状】

- 国民健康保険は、加入者の年齢層や医療費水準が高い一方で所得水準が低く、**被用者保険と比べて保険料負担が重い**といった構造的問題を抱えている。
- 本県の国民健康保険加入者の半数以上が 65 歳以上であり、加入者の高齢化や医療の高度化により、加入者 1 人当たり医療費の増加が見込まれ、**保険料が上昇**するなど、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続くことが予想される。
- 本県の国民健康保険の**保険料負担率は 11.3%**と被用者保険と比べて 4.1～5.6 ポイント高くなっている。
- **子どもにも賦課される均等割保険料は、子育て世帯にとって重い負担**となっている。令和 4 年度から導入されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置は**対象が未就学児まで、軽減割合が均等割保険料の 5 割**となっており、十分なものとは言えない。

【山形県の取組み】

- 国民健康保険事業の財政運営を将来にわたって持続可能なものとするため、**保険料水準の平準化（納付金ベースの統一）に段階的に取り組んでおり**、それに伴い、保険料等を財源として県へ納める納付金が増加する市町村に対しては、負担軽減のため、**本県独自の激変緩和措置を講じている**。

【解決すべき課題】

- 国民健康保険事業の安定的な運営を可能とする財政基盤の確立及び加入者の保険料負担軽減を図るため、都道府県の取組みへの新たな支援など、**国民健康保険への財政支援措置を一層拡充**する必要がある。
- 子育て世帯の負担を軽減し少子化対策を推進するため、令和 4 年度から導入されている**子どもに係る均等割保険料軽減措置を抜本的に見直す**必要がある。

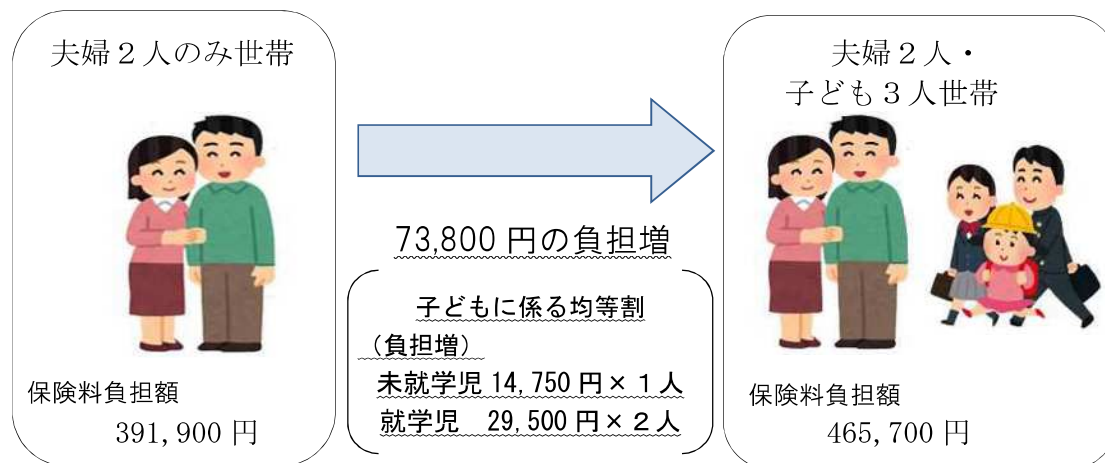
◆各保険者の比較

	市町村国保 (山形県)	市町村国保 (全国)	被 用 者 保 険		
			協会けんぽ (全国)	組合健保 (全国)	共済組合 (全国)
保険者数 (R5.3月末)	32	1,716	1	1,383	85
加入者数 (R5.3月末)	20万人	2,413万人	3,944万人	2,820万人	982万人
加入者平均年齢 (R4年度)	58.1歳	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳
加入者1人当たり 医療費 (R4年度)	42.9万円	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円
加入者1人当たり 平均所得 (R4年度)	76万円	96万円	175万円	245万円	246万円
加入者1人当たり 平均保険料 (R4年度)	8.6万円	9.1万円	12.5万円	13.9万円	14.4万円
保険料負担率 (R4年度)	11.3%	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%

出典：厚生労働省保険局国民健康保険課資料、令和4年度国民健康保険実態調査
令和4年度山形県国民健康保険事業年報

※ 保険料負担率：加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除したもの

◆子どもに係る均等割保険料の負担増の状況(山形市在住、年間所得330万円の場合)



◆山形県における国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
1人当たり医療費	396,394 円	391,088 円	417,545 円	428,878 円	447,212 円
対前年伸び率	+2.8%	△1.3%	+6.8%	+2.7%	+4.3%

出典：山形県国民健康保険事業年報

山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課 TEL：023-630-3278

がん対策及び移植医療の充実のための支援制度の創設

【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、難病対策課】

【提案事項】 制度改正 制度創設

がん対策と臓器移植医療の充実を図るため、

- (1) がん患者とその家族の生活の質の向上に向け、医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する補助制度及び若者がん患者（18～39歳）の在宅療養に要する支援制度を設けること
- (2) 地域のがん医療提供体制の充実に向け、遠隔診断等の技術の進歩を取り入れた「がん診療連携拠点病院」の指定制度へと見直すこと
- (3) 国の責任において臓器移植を増やすための体制整備を進めるとともに、都道府県臓器移植コーディネーターを複数名設置するために必要な財政支援制度を設けること

【提案の背景・現状】

- がん患者にとって、治療に伴う脱毛や乳房切除による外見の悩みを解消し、生活の質の向上に資する医療用ウィッグや乳房補整具は必要不可欠である。
- 若者がん患者（18～39歳）の在宅療養にかかる費用は、介護保険等の対象外であるため、全額自己負担せざるを得ず、大きな経済的負担となっている。
- 医師の地域偏在が見られ、「がん診療連携拠点病院」の要件である「病理医の専従常勤医の配置」を満たすことに苦慮している。一方、「遠隔診断」「遠隔診療」など、先進的な医療技術の導入により専門医不足の解消が期待できる。
- 令和5年度に都道府県臓器移植コーディネーターの設置に関する通知が改正され、業務内容に他都道府県のあっせん業務に対する支援等が明記されたうえで、コーディネーターを複数名設置することが求められているが、そのために必要な財源が措置されていない。

【山形県の取組み】

- がん患者の医療用ウィッグ・乳房補整具の購入経費に対する助成、令和6年度からは若者がん患者（18～39歳）の在宅療養に要する経費の助成を実施している。
- 2次医療圏に設置されている「がん診療連携拠点病院」を中心に、県内どこでも質の高いがん医療を受けることのできる体制を維持していく。
- 臓器移植コーディネーター1名を配置し、様々な機会を捉えた普及啓発活動、県内医療機関に対する研修会の開催などに加え、他都道府県のあっせん事例への支援など幅広く活動している。

【解決すべき課題】

- がん患者の治療と社会生活の両立を支援するための政府による補助制度の創設や、遠隔診断等の先進的な医療技術の導入を促すような「がん診療連携拠点病院」の指定制度の見直しが必要である。
- 臓器移植は、自治体の枠組みを超えた対応が必要になることから、国の責任において臓器移植を増やすための体制整備を進めるとともに、都道府県が体制の充実強化を図るための十分な財源を確保することが必要である。

○ 山形県における医療用ウィッグ・乳房補正具の助成実績（市町村助成含む）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
医療用ウィッグ	8,148,701	7,736,552	7,199,350	8,126,283
乳房補正具	206,006	224,891	387,974	587,759
合計	8,354,707	7,941,443	7,587,324	8,714,042

※医療用ウィッグは H26 年度、乳房補正具は R2 年度に助成開始。

単位：円

○若者がん患者の在宅療養に関する調査（R5.10）

直近 5 年間（H30～R4 年度）の利用率	利用に至らなかった主な理由
32% （相談件数 22 件のうち利用件数 7 件）	・公的助成がなく、経済的負担が大きいため。 ・相談中に亡くなったため。 ・症状が悪化し、病院から退院できなかったため。

※対象：県内市町村及びがん診療連携拠点・指定病院

○臓器移植コーディネーターの主な活動状況

臓器移植コーディネーター（1 名）を中心に以下活動を行っている。

①普及啓発

- ・高等学校等で同コーディネーターを講師とした授業の実施。（R 6 年度 7 回）
- ・高校生等による探求学習へのサポートを通じた普及啓発の実施。（写真 1：探求学習成果の街頭展示）
- ・グリーン（臓器移植のシンボルカラー）ライトアップの実施。（写真 2：ライトアップの告知チラシ）
- ・各種イベントにおけるチラシ配布。マスコミ、SNS を通じた活動状況の発信。

（写真1）



（写真2）



②臓器移植推進

- ・あっせん業務（事案発生時、家族へ説明や関係機関の調整等の業務）の実施。
- ・日本臓器移植ネットワーク主催の研修・会議への参加。

③臓器提供体制整備

- ・臓器移植関係者と体制強化に向けた会議、研修会等の実施。（R 6 年度 6 回）
- ・各病院における脳死下臓器提供のシミュレーションの実施。

山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課
医療政策課

TEL：023-630-3035
TEL：023-630-3328

安定的な介護サービス提供のための施策の推進

【厚生労働省老健局総務課、認知症施策・地域介護推進課、社会・援護局福祉基盤課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

今後、介護人材の確保がさらに困難となることは明白であり、加えて、昨今の物価高騰等による介護事業所経営への影響は甚大であることから、

- (1) 介護報酬制度については、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制などの仕組みを導入すること
- (2) 外国人介護人材獲得強化事業について、日本への渡航費や人材紹介料等への対象経費の拡大、補助率の引き上げなど、外国人の採用に係る費用への支援を拡充すること **新規**
- (3) 訪問介護について、中山間地域等における小規模事業所加算の訪問回数要件の廃止またはさらなる緩和、加算率の引き上げなど、地方の課題に配慮した支援を拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県では、2040年の介護職員の需給ギャップは約6千人と推計され、介護人材の確保は一層困難になることが見込まれる。
- 食材費や燃料費等の価格高騰により、介護事業所の経営に大きな影響を及ぼしており、物価高騰にも対応できる介護報酬の仕組みが必要である。
- 外国人材は、賃金の高い大都市へ転職するケースが増えており、地方では短期間で採用を繰り返すため、採用に係る初期費用の負担が大きくなっている。
- 訪問介護は、人材難による休廃止事業所が増加する中、特に中山間地域では、利用者宅までの移動距離が長く、また、冬期間は利用者宅近辺の除雪が必要であるため、介護職員の負担が大きくなっている。

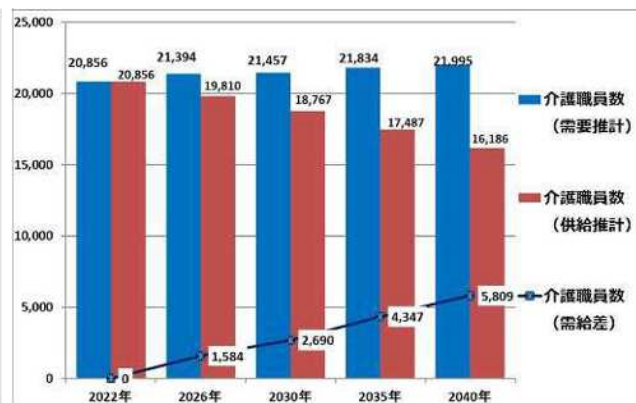
【山形県の取組み】

- 介護事業者に対し、物価高騰対策支援補助金や介護職員処遇改善補助金を交付するとともに、処遇改善加算を取得するための支援を行っている。
- 外国人介護人材支援センターに相談窓口を設置するとともに、事業者等の海外現地活動経費（渡航経費等）に対し支援を行っている。
- 令和7年度より訪問介護の人材確保や経営改善に係る取組みや、サービス提供確保に向けた地域の連携体制構築について、支援を実施している。

【解決すべき課題】

- 令和4年度以降、補正予算において物価高騰支援や処遇改善の補助金が示されるが、事業者に対し迅速かつスムーズな支援とするため、物価スライド・賃金スライド制の導入など機動的に介護報酬に反映されるような仕組みが必要である。
- 海外現地での取組に加え、採用に係る初期費用についても支援が必要である。
- 中山間地域等における小規模事業所加算の要件が訪問回数概ね200件以下となっているため、加算を受けられる事業者が限られている。

■ 本県の階層別人口及び介護職員数の将来推計



出典：やまがた長寿安心プラン（R6. 3）

出典：介護人材需給推計ワークシート（R6. 3）

本県では、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み、2040年には5,809人の介護職員が不足する。

■ 介護職の有効求人倍率と給与額



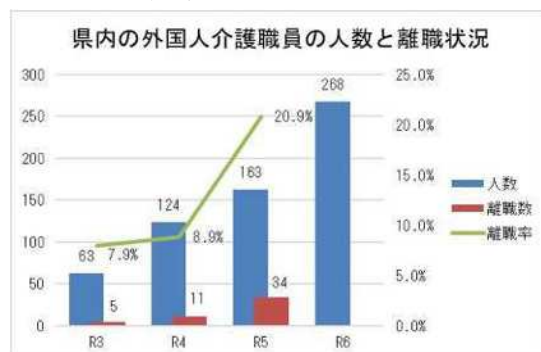
所定内給与額（月額）比較

	全国	山形県
介護職員 (医療・福祉施設等)	241.7 千円	225.1 千円
全産業	318.3 千円	255.8 千円

出典：令和5年賃金構造基本統計

本県における介護職の求人倍率は、他の職種と比較し、人手不足が深刻な状況にある。給与額が低いことがなり手不足の一因となっている。

■ 外国人介護人材の受入、離職状況とその費用



出典：令和6年度山形県外国人介護人材実態調査（R6. 9）

特定技能として採用する場合の一般的な費用相場

送り出し機関への手数料	20～60万円
入国時渡航費用	7～15万円
住居の準備費用	20～50万円
人材紹介手数料	10～30万円
在留資格申請費用	10～20万円
事前ガイダンス等	1.5～4万円
合計	68.5～179万円

※このほかランニングコストとして、支援委託費年間24～48万円

外国人材の採用数は増えているが離職率も上がっており、初期費用の負担が大きくなっている。

山形県担当部署：健康福祉部 高齢者支援課

TEL：023-630-3120

障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現

【厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部】

【内閣府 こども家庭庁 支援局】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがいきいきと、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、共に地域社会で生活できるようにするため、

(1) 障害福祉サービス等報酬について、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制などの仕組みを導入するとともに、地方の実情を踏まえた支援策を講じること **新規**

(2) 障害者支援施設入所者の高齢化を踏まえ、入所者への介護保険適用、施設内の生活環境整備、施設職員に対する研修制度の充実など、障がい福祉制度と介護保険制度の連携を促進する施策を講じること **新規**

(3) 介護給付費等の不正利得や、事業継続断念等に伴う国庫補助金の返納について、事業者が破産等により返還困難となった場合、自治体が負担することとなっている国庫返還金を免除すること

(4) 医療的ケア児者の家族の負担軽減を図る地方の取組みに対して、事業の実施状況に応じた十分な財政支援措置を講じること

【提案の背景・現状】

- 障害福祉サービス等報酬改定は、サービスの種類ごとに3年に一度行われる。この仕組みでは、物価や賃金の上昇が適時に反映されず、施設・事業所の経営に影響が生じることが避けられない。また、生活介護（通所にて介護等を提供）の報酬算定にあたり、送迎時間が長くなる地方の実情が反映されていない。
- 障害者支援施設ではグループホーム等へ入所者の移行を進めているが、高齢化が進み介護を要する入所者が増加している。障害者支援施設は介護保険制度の適用除外施設とされ、入所者は介護保険制度を利用できないほか、高齢化に対応した施設内の生活環境整備や高齢者介護に対応できる職員の確保が十分ではない。
- 自治体が事業者から不正利得等を回収できない場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、自治体が国庫返還金を負担する。多額の返還金となれば、規模の小さい自治体では住民生活への影響が懸念される。
- 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児やその家族の支援に要する事業費の額に関わらず、各都道府県の19歳以下の人口に応じて一律に設定されているため、本来の負担割合を超えた超過負担が生じている。

【山形県の取組み】

- 物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を支援するため、施設や事業所に対して物価高騰対策支援金を交付している。
- 県全域の支援体制整備に向けた協議の場である自立支援協議会内に「地域移行を推進するワーキンググループ」を圏域ごとに新たに設置し、市町村、障害者支援施設、グループホーム、相談支援事業所等を参集して幅広く意見交換している。
- 障害福祉サービス事業者等への運営指導などを通して、事業者の運営の適正化に取り組むとともに、法令順守を徹底するよう指導している。

- 医療的ケア児を抱える家族や関係者からの相談に対応する「山形県医療的ケア児等支援センター」を設置するとともに、養育にあたる家族の休息の機会を確保するため、短期受入施設の掘り起こし等を行い、支援体制の充実を図っている。

【解決すべき課題】

- 物価上昇率や賃金上昇率が、報酬に適時に反映されるよう物価スライド・賃金スライド制の導入などの仕組みが必要である。
- 入所者の高齢化に伴い、障害者支援施設における支援内容は変化している。現状に合わせて適切に対応できるよう、入所者への介護保険適用、施設内の生活環境整備、施設職員に対する研修制度の充実など、障がい福祉制度と介護保険制度の垣根を越えて制度間の連携を促進する必要がある。
- 自治体財政に大きな影響が及ばないよう、事業者の返還困難額について国への返還を免除するなどの制度改善が必要である。
- 医療的ケア児等総合支援事業のように政府が全国一律で行う施策に関しては、政府の責任において財源を確実に措置することが必要である。

＜山形県内の障がい福祉団体からの聞取状況・意見＞

- 光熱費、燃料費、食材料費等の物価が高騰している。経費節減に務めているが、施設運営への影響が懸念される。
- 本県は冬期間の積雪が多く、除雪対応や暖房費などのかかり増し経費が生じている。
- 令和6年度の報酬改定で、生活介護は1時間単位で報酬が設定され、送迎時間は支援時間に含まれない扱いとなった。本県を含む地方部では、事業所から自宅や学校が遠いため、送迎時間が長くなる。加えて、送迎中においても職員は、障がいのある利用者への対応を行う必要がある。報酬改定にあたっては地方の実情を踏まえてほしい。

＜国庫補助金の充当状況＞（医療的ケア児への支援関係）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県事業費	22,840	41,041	39,297
国庫補助金	4,312	5,807	7,337

（注1）令和5年度は決算額、令和6年度は最終予算額、令和7年度は当初予算額

（注2）令和6年度以降、家族の休息機会を確保するための短期入所施設の掘り起こし（地域生活支援事業費補助金[補助率：国1/2以内]を活用）や、支援センターに看護師を新たに配置するなど、支援体制の充実を図っている。

（注3）医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額（8,625千円）は定額※（補助率1/2）。

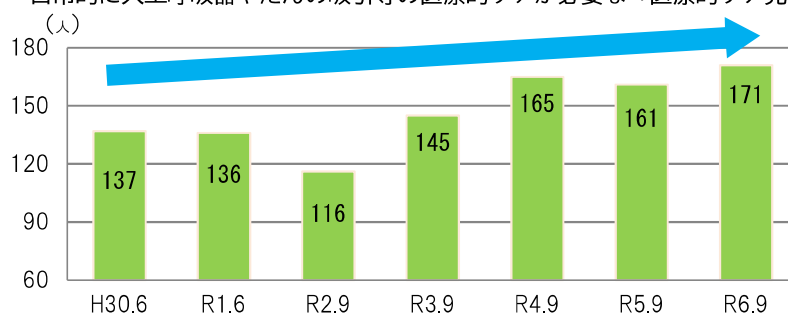
※ 19歳以下人口が23万人を超える都道府県は増額可能（本県の19歳以下人口は15.5万人であり、対象外）



直接処遇者研修会の模様
（医療的ケア児等支援センターが開催）

＜山形県における医療的ケア児数の推移＞

日常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアが必要な「医療的ケア児」が増加傾向



山形県担当部署：健康福祉部 障がい福祉課

TEL：023-630-2679

地域住民の医療インフラである病院の経営支援強化に向けた取組みの推進

【厚生労働省医政局、保険局】

【総務省自治財政局準公営企業室】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

持続可能な地域医療を提供するためには、物価高騰をはじめとする様々な課題に対応できる安定した病院経営が必要であることから、

- (1) 物価高騰対策及び賃上げに向けた対応の効果を検証したうえで、診療報酬制度について、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制などの仕組みを導入すること
- (2) 自治体病院の実態に即した地方財政措置の更なる拡充を行うこと

【提案の背景・現状】

- 病院は地域住民に必要不可欠な医療インフラであるが、その経営状況は物価高騰や賃上げ等による費用の増加が診療報酬改定等による収益の増加を上回り、官民間問わず厳しさを増している。
- 特に、社会保険診療等は消費税法上の非課税取引となっており、費用の増加に伴い、医療機関が負担する消費税相当額も増加している。
- 更に、賃上げについては、令和6年度診療報酬改定でベースアップ評価料が新設されるなど一定の財源が措置されたが、ベースアップ評価料の対象職員に医師や一般事務職員等が含まれていない。
- また、人事委員会勧告を踏まえて給与改定する自治体病院は、現実的に賃上げを対象職員に限定することができないことなどから、多額の持出しが生じている。
- 自治体病院を運営する地方自治体は、地域医療提供体制を確保するため交付税措置を大幅に超える多額の繰出しを余儀なくされているが、その繰出金に対する交付税措置は十分なものとは言えない。

【山形県の取組み】

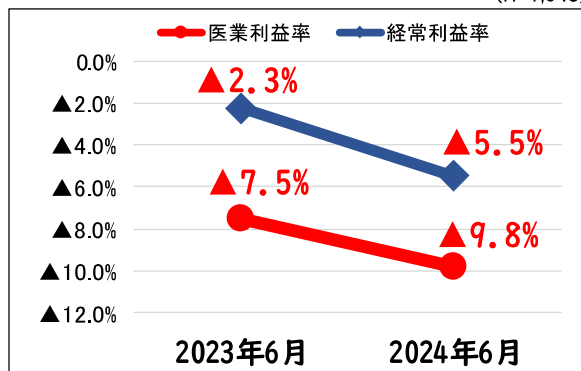
- 令和4年度から政府の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等を活用した病院等へのエネルギー・食料品価格等の物価高騰に係る支援、令和6年度には政府の「医療施設等経営強化緊急支援事業」を活用した業務効率化や処遇改善の取組みへの支援等を行っている。

【解決すべき課題】

- 医療機関の安定的な経営を継続するため、医療機関が負担する消費税相当額を含めた物価高騰の影響や賃上げの状況等を的確に把握し、診療報酬に適切に反映させる必要がある。更に、物価や賃金の変動等に合わせて柔軟に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制の導入など機動的に診療報酬に反映されるような仕組みが必要である。
- 特に賃上げについては、医療・福祉分野において、2040年に96万人の就業者数の不足が見込まれる（令和4年度版厚生労働白書）なか、医療を支える担い手を安定的に確保するためにも十分な財源を措置する必要がある。
- 地方自治体が地域医療を守るため、自治体病院に対し実効性のある支援を行うことができるよう、繰出金に対する交付税措置の更なる拡充等が必要である。

病院(民間含む)の医業利益率と経常利益率※の比較(2023年6月と2024年6月)

(n=1,043)



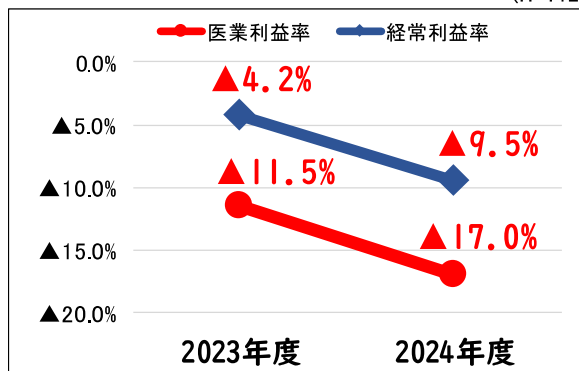
出典: 2024年度病院経営定期調査

(2024.11.16 日本病院会、他2団体)

※ 医業利益率 = 医業利益 / 医業収益、経常利益率 = 経常利益 / 医業収益

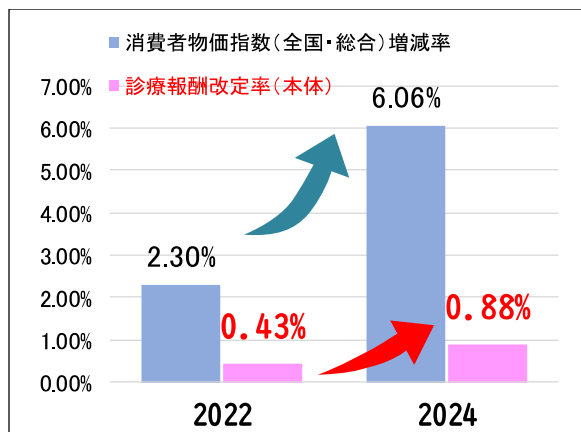
自治体病院の医業利益率と経常利益率の比較(2023年度決算と2024年度決算見込み)

(n=112)



出典: 会員病院の2024年度上半期収支及び通期決算見込み調査(2024.12.12 全国自治体病院協議会)

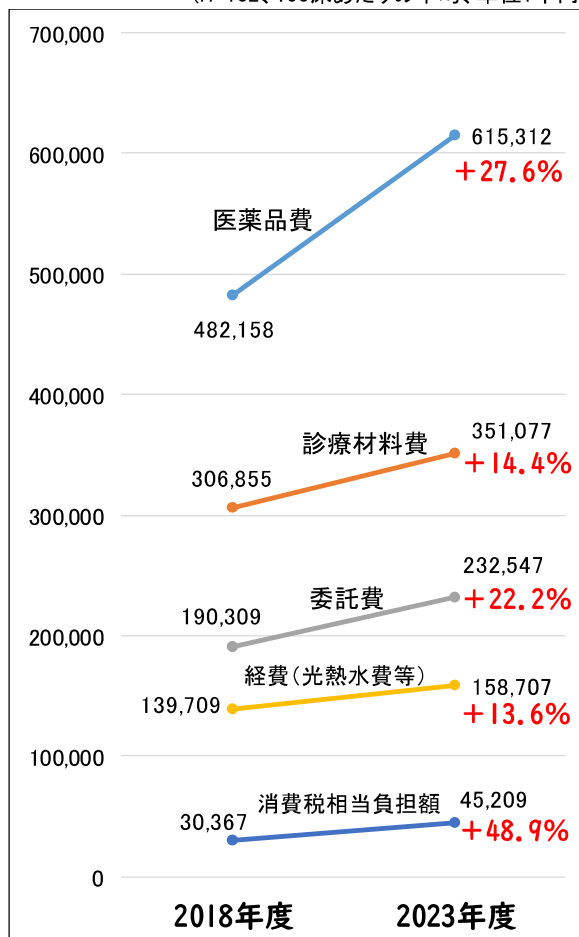
消費者物価指数(全国・総合)増減率と診療報酬改定率



出典: 政府統計の総合窓口(e-Stat)、厚生労働省

コロナ前(2018年)とコロナ後(2023年)一般病院の主な経費の変化

(n=102、100床あたりの平均、単位: 千円)



出典: 2024年度病院経営定期調査

(2024.11.16 日本病院会、他2団体)

令和6年度給与改定所要額とベースアップ
評価料増収額の試算(1病院当たり平均)

(n=120、単位: 百万円)

	給与改定 所要額 a	増収額 b	不足額 c=b-a
200床未満	51	16	▲35
200床以上 399床以下	140	46	▲94
400床以上	331	106	▲225
総計	173	56	▲117

出典: 会員病院の2024年度上半期収支及び通期決算見込み調査(2024.12.12 全国自治体病院協議会)

山形県担当部署: 病院事業局 県立病院課
みらい企画創造部 市町村課
健康福祉部 医療政策課

TEL: 023-630-2119
TEL: 023-630-3268
TEL: 023-630-3172、3328

地方の少子化対策強化に向けた支援の拡充

【内閣府 こども家庭庁 長官官房総務課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

地方が独自の創意工夫により、結婚支援や子育て環境の充実・整備を図り、地域の実情に応じた更なる少子化対策の取組みを推進するため、

- (1) 若者の結婚や子育てへの不安を解消し、プラスのイメージを持てるよう、**全国的な気運醸成**を図るとともに、結婚に伴う新生活のスタートを支援する「結婚新生活支援事業」について、**所得要件の更なる緩和**を行い、**補助率**を他事業の重点メニューと同等の**最大4分の3**へ引き上げること
- (2) **男性の育児休業取得率の更なる向上**を図るとともに、男性の育児休業取得が実質を伴ったものとなるよう、**男女が共に家事・育児を担うことの重要性**や「**共育て**」の意義が広く認識される取組みを行うこと
- (3) 降雪・酷暑等により、こどもが屋外で遊べる期間が限られるそれぞれの地域の特性も踏まえ、**屋内型児童遊戯施設をはじめとした子育て支援施設の維持管理やその運営**に対して**新たな補助金等を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 県政アンケート調査において、「結婚するつもりはない」と回答した未婚者が増加するなど、未婚者の**結婚に対する意識が後ろ向き**になっており、今後、婚姻数や出生数がさらに減少し、少子化が加速度的に進行する懸念がある。
- 地域少子化対策重点推進交付金の他事業では、最大4分の3が補助される。
- 男性の育児休業を一層促進する取組みにより、取得率は、上昇しているものの、依然として女性の取得率との差が大きく、家事・育児の負担が女性に偏っている。

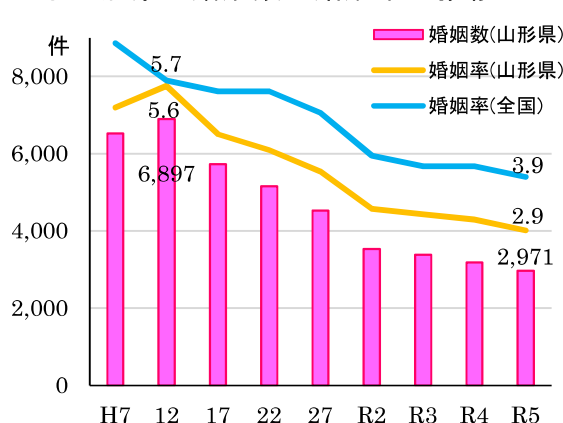
【山形県の取組み】

- 若者の結婚観・家庭観を醸成するため、**学生等を対象としたライフデザインセミナー**を実施しているほか、やまがたハッピーサポートセンターを核とした、**AIマッチングシステムやボランティア仲人によるお見合いサポート**など、**結婚の希望の実現に向けた支援**に取り組んでいる。
- ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組みの推進など、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を県が「**やまがたスマイル企業**」として独自に認定し、支援や優遇措置等を行っている。

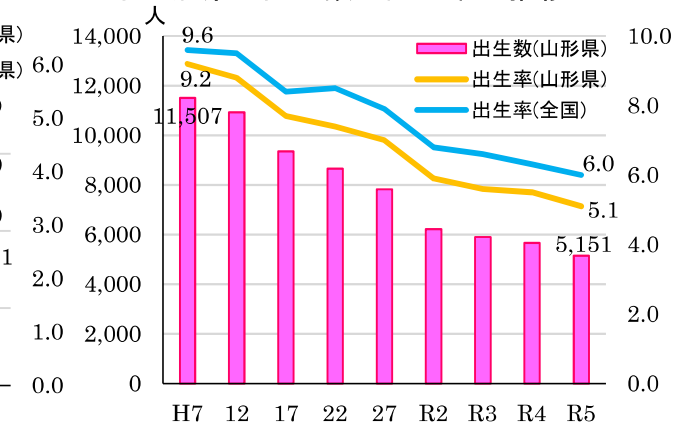
【解決すべき課題】

- 次代を担う若者が未来に希望を抱き、結婚に前向きな気持ちを持てるようにするためには、**社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成**に、政府をあげて取り組むことが不可欠である。
- 男性の育児休業取得率向上及び取得日数増加のため、**男性の家事・育児参画を社会全体で応援する気運醸成**を図ることが必要である。
- 屋内型児童遊戯施設は、子育て世帯からの強いニーズに応じて市町村が設置・運営しており、子育て環境の向上に大きな役割を果たしているが、その**負担が大きく、財政的支援が必要**である。

◎山形県の婚姻数・婚姻率の推移



◎山形県の出生数・出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「社会的移動人口調査」

◎結婚に対する意識

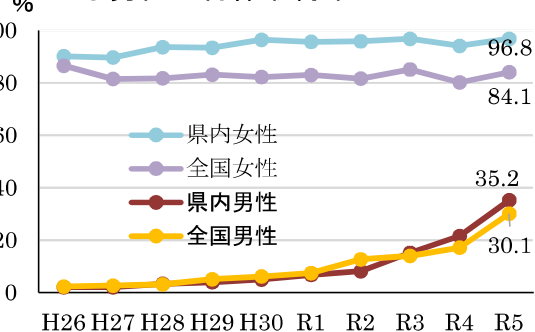
	いずれ結婚するつもり			結婚するつもりはない		
	H30	R5	差	H30	R5	差
18～49 歳未婚者	75.3%	68.7%	-6.6	22.4%	31.3%	8.9
男性	76.0%	65.6%	-10.4	21.0%	34.4%	13.4
女性	74.2%	72.0%	-2.2	24.2%	28.0%	3.8

出典：山形県「県政アンケート調査」（平成30年度、令和5年度）

◎結婚新生活支援事業の実施状況

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(見込)
実施市町村数(35市町村中)	28	29	34	35
補助件数(件)	397	495	480	525
補助総額(千円)	129,288	150,021	148,549	213,776
市町村負担額(千円)	44,066	50,125	49,520	71,261

◎男性の育休取得率



出典：厚生労働省「雇用均等調査」

◎県内の主な屋内型児童遊戯施設

CLAAPIN SAGAE (寒河江市)
令和6年4月～

くるんと (長井市) 令和5年9月～



コパル (山形市) 令和4年4月～



もつくる (高畠町) 令和元年7月～

キッズドームソライ (鶴岡市)
平成30年11月～さくらんぼタントクルセンター (東根市)
平成17年4月～

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2668

子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

人口減少や人手不足が深刻となる中、安心してこどもを生み育て、希望に応じて働くことができる環境を整備することは、極めて重要であり、女性の就業促進は、社会的に大きな経済効果をもたらすものであることから、経済的負担が大きい妊娠・出産や子育てへの支援の充実が必要である。

- (1) 地方では若者や女性の賃金が低いこと等から、共働き世帯が多い状況であることに鑑み、現在対象となっていない**0～2歳児までの保育料の無償化を実施し、幼児教育・保育の完全無償化を実現**すること。また、保育所等における**副食費の無償化**を実現すること
- (2) **高校生までの医療費を無償**とする全国一律の制度を創設すること
- (3) **放課後児童クラブの利用料軽減制度**を創設すること
- (4) **不妊治療**への保険適用によって**増加した自己負担の軽減**を図ること

【提案の背景・現状】

- 「**幼児教育・保育の完全無償化**」については、現在、**低年齢児が対象外**となり、女性の就労継続が困難になる大きな要因となっている。
- 学校給食費の無償化は、実現に向けた議論が進められているが、副食費には触れていない。**学校給食費と同様、保育所等における副食費の無償化**に向けた取り組みを進める必要がある。
- **山形県は18歳までこどもの医療費が一律無償**だが、全国ではバラつきがある。
- 放課後児童クラブについては、政府による利用者負担軽減制度がなく、**多子世帯や低所得世帯にとって大きな負担**となっている。
- 令和4年4月より特定不妊治療については自由診療から保険適用となったが、従来の補助制度に比べて、**自己負担額が増えるケースが発生**している。（山形県内においては、**全体の3割程度**）

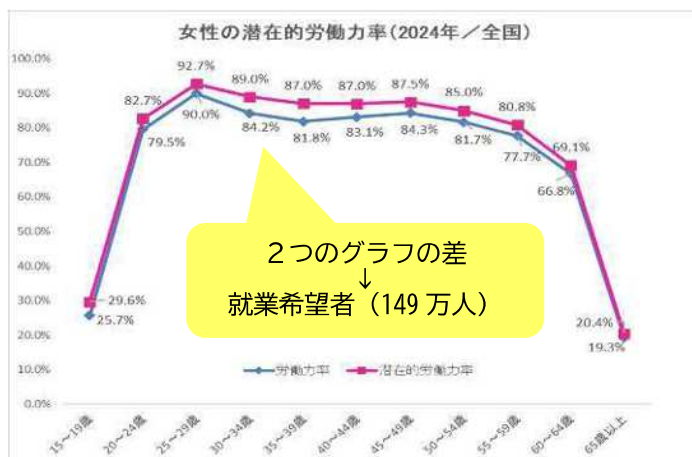
【山形県の取り組み】

- 令和3年度から、市町村と連携して、**0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減**に取り組んでおり、令和7年度からは更に対象世帯を拡充し、補助対象が**全体の約75%まで拡大**している。
- 多くの市町村で、独自に副食費の減免を実施している。
- こどもの医療費について、**本県では全ての市町村が外来・入院ともに高3まで無償化**しており、県はこの制度の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）している。
- 放課後児童クラブについては、兄弟姉妹で同時利用している世帯、低所得世帯（要保護・準要保護世帯）に対して、県独自に利用料軽減を実施している。
- 令和4年度から**不妊治療**、令和6年度から**不妊検査に係る自己負担額の一部を県単独で助成**している。

【解決すべき課題】

- 子育てのステージにおける経済的な負担に対し、全国一律の支援を強力に行うことで、こどもを持つことに対する子育て世代の不安感を払拭する必要がある。
- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、約5兆円（GDPの1%弱に相当）の経済的効果をもたらすという観点からも、保育等の環境整備を早急に進める必要がある。

女性の潜在的労働力率と就業した場合の経済的効果



潜在的労働力＝

労働力人口＋非労働力人口のうち就業希望者

仮に就業希望者が就業できた場合、
149万人×330.4万円（女性の平均賃金）
＝約5兆円
の経済的効果（雇用者報酬総額の増加）が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

出典：総務省「令和6年労働力調査」
厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

山形県独自の取組み



◆保育料無償化に向けた段階的負担軽減

- ・0～2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち、無償化されていない第3及び第4区分に加えて令和7年度から新たに第5区分（推定年収640万円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施

所得階層区分		推定年収	利用料 (国基準)	0～2歳児	3～5歳児	
第1階層	生活保護世帯	—	0円	全国一律で既に無償化	全国一律で既に無償化	
第2階層	市町村民税非課税世帯	260万円未満	0円			
第3階層	市町村民税 所得割	48,600円未満	330万円未満	第3・4階層の負担軽減【継続】(R3.9～)		
第4階層		97,000円未満	470万円未満			30,000円
第5階層		169,000円未満	640万円未満	第5階層の負担軽減【新規】(R7.4～)		
第6階層		301,000円未満	930万円未満	完全無償化を政府に提案		
第7階層		397,000円未満	1,130万円未満			80,000円
第8階層		397,000円以上	1,130万円以上			104,000円

◆副食費の減免

- ・県内32市町村が独自の減免措置を実施（15市町村が無償化）

◆こども医療費の無償化

- ・県内全市町村が外来・入院ともに18歳まで無償化しており、県は経費の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）

◆放課後児童クラブ利用料軽減

- ・低所得世帯に対する利用料を軽減 … 要保護世帯10,000円/月、準要保護世帯7,000円/月
- ・多子世帯に対する利用料を軽減 … 2人目5,000円/月、3人目以降10,000円/月
（兄弟姉妹で同時利用している推計年収640万円未満の世帯）

◆不妊治療（生殖補助医療）費助成（R4～）

- ・保険が適用される不妊治療に対し、従前の助成額（30万円）の3割に当たる9万円を県単独で助成
採卵1回につき5万円、胚移植1回につき4万円、精巣内精子採取術1回につき9万円を助成

◆不妊検査費助成（R6～）

- ・医師が必要と判断し、夫婦で取り組む不妊検査費用に対し、県単独で助成
夫婦1組につき上限3万円（1組の夫婦につき1回限り）を助成

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2947

保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどは、学校と同様にこどもの成育に関わる重要な機能を担っており、保育の質の改善や、保育士等の処遇改善に向けた更なる取組みが必要なことから、

- (1) 保育士給与の全産業平均水準への引上げ及び地域間格差の是正を行うこと
- (2) 1歳児の保育士配置基準の改善を早期に実現するとともに、障がい児の保育について、保育士配置の実態に沿った財政支援となるよう拡充すること
- (3) 物価高騰の影響が保育所等の運営や整備計画に及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格や就学前教育・保育施設整備交付金補助基準額の設定を行うこと
- (4) 放課後児童支援員等の更なる処遇改善を行うとともに、放課後児童クラブの賃借料補助について、制度創設前のクラブも含め、全てのクラブを対象とすること

【提案の背景・現状】

- 保育士等の抜本的な処遇改善(+10.7%の人件費改定)が実施されたが、全産業と比較すると依然として保育士の給与水準は低く、また公定価格の地域区分により地域間の格差が大きく、若手を中心に人材が他産業や都市部に流出している。
- 4・5歳児の配置基準は改善されたが、1歳児は加算（要件あり）による支援にとどまり、基準の改善に至っていない。
- 障がい児保育において、児童と保育士が1対1で対応しているケースが多い。
- 物価高騰により、食材購入費や光熱水費、除雪費、資材費など、施設の運営コストや施設整備経費が上昇している。
- 放課後児童支援員等は、その多くが年収250万円未満となっている。
- 放課後児童クラブの賃借料補助は補助創設（平成26年度）以前に開所したクラブは対象外となっているため、本県クラブの多くが補助を受けられていない。

【山形県の取組み】

- 年度途中から育児休業を取得する保育士がいる民間立保育所等が、年度当初等からあらかじめ代替保育士を配置する場合にその経費を支援することにより、育児休業を取得しやすくし、保育士が働き続けられる職場環境を整備するとともに、キャリアを途切れさせないことで保育士の賃金向上にもつなげる取組みを実施している。
- 障がい児の保育については、政府の補助対象とならない認可外保育施設・児童館において保育を行う場合に、県単独の補助を行っている。

【解決すべき課題】

- 給与水準に開きがあるため、保育士の他産業への流出が懸念される。また、保育サービスの充実には更なる保育士数の確保が求められるため、潜在保育士の復職を促す必要がある。
- 安全で質の高い保育の実現には、保育士の配置基準の改善とともに、安定して運営できる水準の公定価格が必須である。
- 学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所である放課後児童クラブの待機児童を発生させないために、安定的な運営を行えるよう支援を拡充する必要がある。

<保育士の給与水準>

(単位：月額、円)

	全産業 a	保育士 (処遇改善前) b	保育士 (処遇改善後) $b \times 10.7\% = c$	差 c - a
全 国	359,600	269,700	298,558	▲61,042
東京都	434,300	289,800	320,809	▲113,491
山形県	294,000	242,900	268,890	▲25,110

(出典) R 6 賃金構造基本統計調査

- R 6 の大幅な処遇改善を経ても、保育士の給与水準は、依然として他産業より低く、地域間格差も生じている。

<保育士の配置基準> (こども：保育士)

	配置基準	改善内容
0 歳児	3 : 1 以上	
1 歳児	6 : 1 以上 ※	5 : 1 以上
2 歳児	6 : 1 以上	
3 歳児	15 : 1 以上	
4・5 歳児	25 : 1 以上	



- ※ 令和 7 年度から 5 : 1 以上配置する場合の加算措置が創設される見込みだが、「業務において ICT の活用を進めていること」「職員の平均経験年数が 10 年以上」などの要件が付されている。

<障がい児保育の実態>

- 交付税算定基準：障がい児 2 人に対し、加配保育士 1 名程度
○ 保 育 の 現 場：23 市町村で交付税算定基準を上回る保育士を配置

<放課後児童支援員等の年収>

年収	割合	年収	割合
50万円未満	3.44%	250万円～300万円未満	7.86%
50万円～100万円未満	16.27%	300万円～350万円未満	4.14%
100万円～150万円未満	28.72%	350万円～400万円未満	1.59%
150万円～200万円未満	14.32%	400万円以上	2.98%
200万円～250万円未満	14.70%	無回答・回答無効	5.97%



- 年収 250 万円未満が 77.45% を占めている。

(出典) R 3 全国学童保育連絡協議会調査

<放課後児童クラブの実施場所の状況>

- 県内 342 施設のうち、76 施設が民家・アパート等で実施。
○ このうち、賃借料補助を活用できた施設は 19 施設にとどまる。

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 こども安心保育支援課

TEL：023-630-2117

困難を有するこども・若者に対する支援の充実

【内閣府 こども家庭庁 支援局】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

未来を担うこども・若者が、誰ひとり取り残されることなく、安心して成長できる環境を確保し、社会で自立・活躍できるよう、総合的な支援の拡充・強化が必要であることから、

- (1) 社会的養護施設における養育機能強化に向けて、心理療法担当職員等の職員配置基準の抜本的見直しを図ること。
- (2) 児童養護施設入所児童等の健やかな成長や自立に必要な、運転免許取得、就職活動、地域クラブ活動等に対する財政支援の充実を図ること。
- (3) 様々な困難を有するこども・若者やその家族に寄り添った切れ目のない支援を実施するため、「子ども・若者総合相談センター」の設置促進及び機能強化を図られるよう、財政支援制度を創設すること。
- (4) こども食堂などの自発的で多様なこどもの居場所づくりの活動を促進するため、地域の実情や多様なニーズに応じた事業展開が可能となるよう、柔軟かつ安定的な財政支援を充実させること。

【提案の背景・現状】

- 児童養護施設等において、虐待を受けた児童や障がい等のある児童など、心理的なケアや個別対応が必要な児童が増加している。
- 児童養護施設等の退所児童のうち約3割が、県外で就職している。
- 不登校、ひきこもり、ヤングケアラーをはじめ、こども・若者が抱える困難は複雑で多様化しており、地域における身近な相談窓口の設置と、伴走型のきめ細かい支援を行うための安定的な支援体制の整備が求められている。
- こども食堂等の実施団体は財政基盤の弱い団体が多く、財政支援へのニーズが高い。また、地域に応じて対象となるこどもの数や活動を支える民間団体の状況等、団体を取り巻く環境が様々異なり、地域の実情に応じた支援が必要。

【山形県の取組み】

- 施設入所児童等が社会における基礎的習慣等を身に付けるための生活指導費や義務教育学校に通う児童の制服代などを県単独で助成している。
- 施設入所児童等の運転免許取得や入学時納付金等に県単独で助成している。
- NPO等と協働して8カ所に「子ども・若者総合相談センター」を設置し、多様な相談ニーズに対応するとともに、地域の実情に応じた支援を行っている。
- 県の独自の補助金を創設し、運営経費に助成してきたほか、令和7年度からは新規開設経費への助成も行い、県内全市町村での実施に向けて取組を進めている。

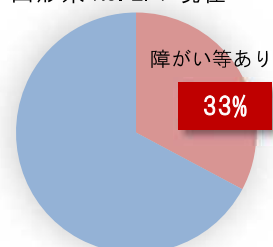
【解決すべき課題】

- 児童の特性に応じた個別支援や専門的支援のため、施設等の職員体制の更なる充実が必要である。
- 施設入所等児童の進学・自立のために県が行っている運転免許の取得、入学時納付金や制服代などの支援に加え、就職活動経費や引越し費用、部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動経費などに対する支援の更なる拡充が必要である。
- 生活に身近な基礎自治体における「子ども・若者総合相談センター」の設置促進のため、また、センターにおける地域の実情や新たな課題に対応した伴走型支援の充実のため、運営及び人材確保に係る財政支援が必要である。
- こどもの居場所づくりは自発的で多様な活動である一方、寄付等の善意に支えられているところが大きいと、柔軟かつ安定的な財政支援が必要。



入所児童に占める障がい等がある児童の割合（児童養護施設）

山形県 R5. 2.1 現在



3人に1人に障がい等がある

※入所児童に占める被虐待児の割合は年々増加している。

➡ 施設の実情に応じ、障がいなど配慮が必要な児童への対応を強化するための新たな職員配置基準及び財政支援の創設等が必要

■施設入所児童等のための県独自支援

支援費目	内容
①生活指導訓練費	生活指導に要する経費：小学生 700 円、中学生 1,000 円
②義務教育学校制服代	義務教育学校の制服購入費：上限 50,000 円
③私立高校等の入学時納付金	入学納付金の 2/3（上限 193,000 円）
④自動車免許取得経費	自動車教習所の入校及び免許取得経費（上限 300,000 円）

■部活動に係る費用への支援（児童入所施設措置費等国庫負担金）

経費		支弁額（基準単価）		
教育費（月額）	学用品費、習い事に係る費用等（※地域クラブ活動経費を含む）	小学校	中学校	特別支援学校高等部
		7,210 円	9,380 円	9,380 円
	部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額		

➡ 部活動の地域移行が進められている中、地域クラブでの活動についても、部活動経費と同様に実費での支弁とすべき

■山形県子ども・若者総合相談センターにおける支援の状況

○主な支援内容

- ・相談窓口の開設、面接相談、出張相談等の実施
- ・困難を有する若者の居場所づくり
- ・自立に向けた多様な社会体験活動機会の提供
- ・家族を対象とした家族会等の交流機会の創出 等

山形県子ども・若者総合相談センターの相談件数等の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R6.4～12)
相談件数	5,649 件	7,173 件	4,654 件
居場所利用人数	7,755 人	8,373 人	6,157 人

子ども・若者総合相談センター設置状況

●県設置 8箇所

○市町村設置 1箇所



山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 こども家庭福祉課 TEL：023-630-2259・2267
多様性・女性若者活躍課 TEL：023-630-2694

女性活躍に向けた総合的な施策展開

【内閣府 男女共同参画局 総務課、推進課】【厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課】

【提案事項】 制度創設 制度改正 予算拡充

人口減少や人手不足に伴う社会活力の低下や若年女性の県内定着・回帰が課題となる中、女性も活躍できる環境づくりに向けて、実効性ある施策の展開が重要であるため、

- (1) 女性の正社員化や女性管理職の登用拡大などにより、中小企業・小規模事業者における女性の活躍を推進し、女性の賃金向上、男女間賃金格差の解消を図ること
- (2) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、取組み事例集やガイドライン作成・活用等による意識啓発など、具体的対応策を講じること
- (3) 「女性活躍推進法」の更なる取組みや「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組みを強力に進め、政治・経済分野における女性の政策・方針決定過程への参画を加速すること
- (4) 地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続を図ること

【提案の背景・現状】

- 男性と比較し女性の非正規雇用労働者の割合が高い。そして、一般労働者の賃金においても男女間で差がある。
- 女性の管理職比率は2割以下にとどまるなど、女性活躍が進まない背景として、社会全体に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがある。
- 「ジェンダー・ギャップ指数2024」が146カ国中118位と低迷し、特に経済分野が120位、政治分野が113位と、国際社会で大きく後れをとっている。
- 「クオータ制※」（世界の118カ国、OECD加盟国の8割以上で導入済）などにより政治分野における男女間格差の是正を進める諸外国との差が拡大している危機的な状況にある。

【山形県の取組み】

- 県独自の支援金により、女性非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化の取組みを進めている。
- 男女共同参画の視点を踏まえた広報を促進するため、リーフレットを作成し、周知することにより、アンコンシャス・バイアスに関する気づきを促している。
- 県内外の若年女性の意見・ニーズを聞き取る「オンライン100人女子会」の開催や、県内でいきいきと暮らし働く女性を取り上げたロールモデル集を作成し、若年女性の定着・回帰に向けた意識醸成を図っている。

【解決すべき課題】

- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、約5兆円の経済的効果をもたらすという意味からも、女性が正社員で働き続けられるための多様で柔軟な働き方を取り入れた就労環境の整備や女性管理職の登用拡大など、女性活躍の一層の推進が必要である。

※政党等の候補者数や議員数における男女の割合を一定に設定する制度（法的に割合を義務付けるものから、団体の自主的な努力目標とするものまで導入国により制度詳細はそれぞれ異なる）。

- 「家事・育児は女性がするもの」といった固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性による育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等を含めた、アンコンシャス・バイアスへの理解を促す具体的な対応策が必要である。
- 政策・方針決定に男女双方の意見を公平・公正に反映するため、女性も政治・経済分野に参画しやすい環境整備と機運醸成が必要である。
- 地域における女性活躍の促進のため、地域の実情に合わせたさまざまな取組みが可能となるよう財政支援の拡充・継続が必要である。

■ 女性の就業希望者が全て就業した場合の経済効果

女性の就業希望者（女性の潜在的労働力人口と労働人口の差）
149 万人

仮に就業希望者が就業できた場合、
149 万人×330.4 万円（女性の平均賃金）
＝約5兆円
の経済的効果（雇用者報酬総額の増加）が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

出典：総務省「令和6年労働力調査」、厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

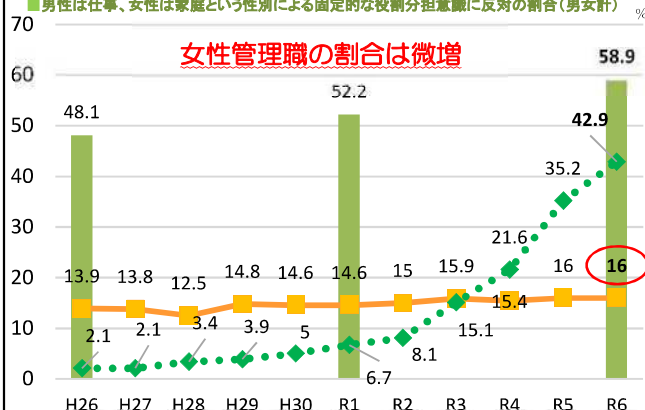
■ 男女間賃金格差

		一般労働者の賃金 (所定内給与・月額)	平均 年齢	平均勤続 年数	男女間 賃金格差
全国	男性	363,100 円	44.9 歳	13.9 年	(男=100)
	女性	275,300 円	42.7 歳	10.0 年	75.8
山形	男性	300,900 円	45.6 歳	15.2 年	(男=100)
	女性	231,200 円	45.1 歳	12.0 年	76.8

出典：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 本県における女性管理職割合と男性育児休業取得率

■ 企業における女性管理職割合（課長相当以上）／R7 県目標 21%
◆ 男性育児休業取得率／R7 国目標 30%
■ 男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担意識に反対の割合（男女計）%



出典：山形県労働条件実態調査、令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査（山形県）

■ 性別役割分担意識

依然として性別役割の意識や慣習が根強い

性別役割分担意識（職場）（全国）

- 1位 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない（男性 33.8%、女性 33.2%）
- 2位 組織のリーダーは男性の方が向いている（男性 26.1%、女性 20.9%）

出典：R4 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究／内閣府

仕事や暮らしで女性が感じている違和感（山形県）

- 1位 女性への家庭責任の偏り（63%）
- 2位 狭いコミュニティによる息苦しさ（54%）
- 3位 「男性だからこうあるべき、これは女性の仕事」といった固定観念や慣習（52%）

出典：R3 山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査／山形県

■ OECD 加盟国におけるクォータ制の導入状況

【クォータ制を導入している国】

韓国、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、カナダ、コスタリカ、チリ、コロンビア、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロベニア、スペイン、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、トルコ、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スイス、アイスランド、アイルランド、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン、英国

【クォータ制を導入していない国】

日本、アメリカ合衆国、フィンランド、デンマーク、エストニア、ラトビア

OECD 加盟 38 カ国中、32 カ国で導入済み（84.2%）

出典：令和2年3月内閣府男女共同参画局「令和元年度諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」

■ 投資判断における女性活躍情報の活用状況

全てにおいて活用している



約3分の2の機関投資家等が情報を活用

【女性活躍情報を活用する理由】

- ・企業の業績に長期的には影響がある情報と考えるため（75.3%）
- ・企業の優秀な人材確保につながると考えるため（46.9%）

出典：令和5年4月内閣府男女共同参画局「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
産業労働部 雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2262
TEL：023-630-3117